

むつ市議会第194回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成19年12月18日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 2番 澤 藤 一 雄 議員

(2) 22番 浅 利 竹二郎 議員

【条例制定請求代表者の意見、議案質疑】

第2 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

2番	澤	藤	一	雄	3番	新	谷	泰	造
4番	目	時	睦	男	5番	高	田	正	俊
6番	新	谷		功	7番	白	井	二	郎
8番	馬	場	重	利	9番	山	本	留	義
10番	千	賀	武	由	11番	菊	池	広	志
12番	富	岡		修	13番	佐	々	木	隆
14番	野	呂	泰	喜	16番	鎌	田	ち	よ
17番	工	藤	孝	夫	18番	横	垣	成	年
19番	富	岡	幸	夫	20番	斉	藤	孝	昭
21番	中	村	正	志	22番	浅	利	竹	二
24番	半	田	義	秋	26番	川	端	一	義
27番	山	崎	隆	一	28番	川	端	澄	男
29番	村	川	壽	司	30番	村	中	徹	也

欠席議員（4人）

1番	川	下	八	十	美	15番	岡	崎	健	吾
23番	佐	々	木		肇	25番	菊	池	一	郎

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	田	頭		肇
収入役	田	中			實	教員	山	本	文	三
教育長	牧	野	正	藏		公管	杉	山	重	一
代監査委員	菊	池	十	三	夫	選挙	佐	々	木	鉄
農委会職員	坂	本	正	一		管理				
総務部	佐	藤	忠	美		理者	齋	藤		純
総務調整						委員	西	堀	敏	夫
企画部長	阿	部			昇	選	近	原	芳	栄
民生部長	佐	藤	吉	男		理	佐	藤	節	雄
経済部長	佐	藤	純	一		納	成	田		豊

建設部 部長	石田三男	教育部長	新谷加水
公企業局 局長	小川照久	監査委員 局長	遠藤雪夫
企画部 部長	千船藤四郎	企画課 部長	奥島慎一
企副 部長	鈴木克郎	保福次 部長	鴨澤信幸
保福副 部長	佐々木順	建設課 部長	太田信輝
選委 局長	大芦清重	農務局 局長	村川修司
公企副 局長	石田武男	經商課 局長	中嶋達朗
選委 局長	木村善弘	川所 局長	工藤昭治
大庁舎 所長	伴邦雄	大産業 課長	澤谷松夫
脇野 所長	船澤桂逸	総務課 部長	松尾秀一
総務 係長	吉田真	総務政 務課長	澁田剛

事務局職員出席者

事務局 局長	小島昭夫	次長	高田文明
総括 主幹	工藤昌志	総括主幹	柳田明諭
庶務 係長	金澤寿々子	庶務主 任	濱村勝義
調査 係主	石田隆司	議事 係主	井戸向秀明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、12月13日の一般質問中の鎌田ちよ子議員の発言に対する議事進行については、12月14日の本会議終了後に開催されました議会運営委員会において、発言については問題はないと決定いたしました。また、議員各位には今後誤解を生じないよう発言には慎重を期していただくことと決定いたしました。

次に、12月14日、本会議終了後の議会運営委員会において、議員27名から提出がありました道路特定財源の確保及び地方配分の拡充を求める意見書及び議員20名から提出がありました後期高齢者医療制度の実施の凍結と制度の全面的な見直しを求める意見書については、12月21日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、各常任委員会の所管事務継続審査について、各常任委員長から閉会中継続審査申出書が提出されており、12月21日の本会議に議題とすることが12月14日、本会議終了後の議会運営委員会において決定しておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号

により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、澤藤一雄議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

澤藤一雄議員

○議長（村中徹也） まず、澤藤一雄議員の登壇を求めます。2番澤藤一雄議員。

（2番 澤藤一雄議員登壇）

○2番（澤藤一雄） おはようございます。大畑町選出の澤藤でございます。9月30日のむつ市議会選挙において、市民の皆さんの大きなご支援をいただき大畑町からの貴重な議席を与えていただきました。市民の負託におこたえしなければという責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

地方自治体は、自らの生存と福祉の向上を願う一人一人の個人が参加して市長を選び、職員を雇い、議員に監視させるという文字どおり市民が自らおさめる仕組みであります。市民を代表する市長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張感のあるパートナーシップを構築しなければなりません。私たち議会は、市長に対してしばしば行財政改革、行政の効率化を求めてまいりました。しかし、地方分権、財政逼迫の現状を踏まえるとき、私たち議会もまた謙虚な姿勢で常に自らを改革していくべきと思うのであります。

喫煙による健康被害が広く認識されてまいりました昨今、議員皆様のご理解のもと、議会においても市役所内での分煙が実現しました。まことに喜ばしいことではございますが、非常に残念なのは、

議長選挙をめぐる不祥事で市民の皆様方に多大なるご心配、ご批判をいただいていることでもあります。今後は、議長選挙に立候補制を取り入れ、立会演説を行うなど、議員皆様方とともに開かれた議会を目指していかなければならない。さらには、議員定数の削減や選挙区の見直しなど、待ったなしの改革が求められていると思うのは、私一人ではないと思うものであります。

今むつ下北、そして青森県を取り巻く状況は、首都圏との間で経済格差が拡大する一方であります。いざなぎ景気を超えたと言われるこのたびの好景気も、原油高による諸物価の値上がりとともにいよいよ後退局面に入ってきたと言われます。しからば、この至上最長の好景気が我がむつ下北、そして青森県において一度でも実感できたことがあったでありますでしょうか。好景気は実感できなくても不景気は真っ先かつ確実に押し寄せるのであります。ただでさえ厳しい経営を強いられている漁業や農林業、そして中小企業に携わる方々、さらには3万円か4万円の年金で暮らすお年寄りの世帯、石油高騰のこの冬をどうやって乗り切るのか、途方に暮れているのが実態であります。この件については、政府与党も対策を考えておられるようではありますが、ぜひとも実効性のあるものにしていただきたい、こう願うばかりであります。

ことは、ワーキングプアという言葉がはやりました。働いても働いても収入が少なく、生活が苦しい状態を意味するのだそうであります。今、日本の中で生活保護世帯が80%を超える地域があるそうです。日雇い労働者の多いまちだそうであります。当たり前の話。今現在30歳前後の若者は、就職難民と言われた世代であります。臨時やパート従業員など社会保険も年金もないこの職業と収入が不安定な世代が、もちろん結婚もできないために子供のいない人たちがこのまま高齢者になったとき、そして途中で病気や障害者になったとき、

生活保護の対象になるのは当然の結果と言わざるを得ないのであります。

こうした中、国の借金が1,200兆円、青森県の借金が1.5兆円で、これを合わせると青森県は1人当たり1,000万円の借金だそうであります。我が家は4人家族ですから、4,000万円の借金であります。

まず、財政の健全化についてであります。この件については、何人かの同僚議員の質問がありましたので、詳しくは申し上げませんが、むつ市の財政が非常に厳しいことはマスコミの報道でも取り上げられて、市民の皆さんが非常に心配していますので、次の5点について答弁を求めます。

1、赤字解消計画では、平成23年度で完了するとしているが、この目標を達成できるのか。

2、用地造成特別会計の赤字解消策はどのように考えておられるのか。

3、政府は、平成20年度決算から地方自治体財政再生法を適用するとしているが、早期健全化団体転落は回避できるのか。

4、各一部事務組合への出資金、負担金は規定どおり支出できているのか。

5、下北医療センターの累積赤字の当市負担分は幾らなのか、お尋ねをいたします。

次は、観光対策についてであります。むつ下北は豊かな自然と温泉に恵まれ、薬研温泉にも春の新緑、秋の紅葉と多くの観光客が訪れます。多くのツアーは、川内から恐山、薬研を見て、大間でマグロを食べて下風呂に泊まるという予定で計画されるといいます。旅の楽しみは、見る、食べる、遊ぶ、これを「るるぶ」と言うのだそうですが、さしずめむつ市に来るツアーは見るだけが多いのかなと思うのであります。この件に関しましては、観光産業に携わる皆様方には、観光客に、また食べたいと思っていただけるような料理やおもてなしにご尽力をお願いしたいと思うのであり

ます。

ことは、市長初め関係者のご尽力により奥薬研に足湯が完成してにぎわいを見せておりました。行政としては観光産業の皆さんのご努力にお手伝いをする、そして観光施設の整備や観光地としての魅力を引き出す施設を構築すべきものと認識をいたしております。

第1点目の薬研地区の観光スポットの案内板や説明板についてであります。関係者の話では、レストハウスの入り口に気がつかないで通り過ぎる観光客もいるといいます。私は、自然ボランティアガイドをさせていただいておりますが、そのことで感じるのは、せっかくおいでになった観光客も豊かな自然を、ただ何となく見て通り過ぎるだけではないかということです。大滝やうぐい滝、釜滝のほか、遊歩道の沿線には名前のない滝もあります。無名の滝には、名称を広く募集して命名するほか、春には沿線でミズバショウやカタクリなど山野草の群落、秋には橋の上からサケの産卵が見られるスポットなど、さらには戦後国有林事業が盛んなころに営林署施設に電気を供給するために設置された歴史遺産とも言える水力発電所の建物に看板や説明板を設置して観光資源としての価値を高めるべきではないか。そのことで、春においでになった方は、秋になったらサケの産卵を見に行きたい、秋においでになった方は、春の山野草を見に行きたいと思っただけなのではないか。

第2点目は、錦橋の修理のために2年間閉鎖しているキャンプ場の管理についてであります。管理棟など建物の状況はどうなっているのか、盛り土によって枯死した立木はどのような状況か、その対策はどのように考えているのか。裸地に生えた実生の稚樹等の対策はどうするのかについてお伺いいたします。

次は、限界集落対策についてであります。こ

の問題については以前にも取り上げましたが、限界集落という定義が一般的になる以前の昨年3月定例会でも、かつては山車の運行や神楽の門打もあった祭りの担い手たちも、仕事を求めて首都圏に出ていき、高齢化率が50%を超えた木野部集落で、3万円か4万円の年金で生活するひとり暮らしの高齢者がだれとも言葉を交わさず、テレビを見て一日を過ごし、冬には雪に阻まれて病院に行くためのバスにも乗れないという実態を杉山前市長と議論をさせていただきました。杉山前市長は、財政が厳しいことで具体的集落再生の対策をお示しできずに悔しい思いだ、元気のある方が知恵を出して呼びかけてくださればと思いますと答弁されました。しかし、この状況は放置できる問題ではありません。いつあられるか全く当てにならない元気な方を待ってられる問題ではないのであります。

行政は、勝ち組の応援団でなくてもいい、しかし弱い立場にある地域や市民に対しては常にレスキュー隊でなければならないと思うのであります。

第1点目の集落の活性化についてであります。限界集落問題を抱える市町村が集う全国水源の里連絡協議会に参加したのか。産業、文化、生活への集落以外の人のかわりりと公共施設の活用策等、集落の再生、活性化の方策はどのように考えているのか。

第2点目の命と健康を守るため、路線バスを利用できない方の通院バス導入についてであります。昨年3月の質問の前に木野部町内会長、下北交通の専務さん、運転手の皆さんと実際に大型バスを走らせて実証検証をいたしました。その結果、大型バスでは無理だとの結論に達しましたが、杉山前市長は、バスの小型化や路線の変更を下北交通と協議する、大型の乗用車を活用することやダイヤモンドバスの導入についても言及されました。

これがどうなったのか。先進地での事例では、いろいろな形で成果が上がっているようでありませ

す。
以上、簡潔で前向きな答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤一雄議員にお答えをいたします。

まず、財政の健全化についてのご質問にお答えいたします。赤字解消計画は平成23年度で達成できるのかとご質問ですが、赤字解消計画については、これまでもお答えしてまいりましたが、平成20年度以降は徐々に赤字額を減少させ、平成23年度には赤字解消が達成できるものと考えております。もちろん計画達成のためには電源立地地域対策交付金の一般財源化や一層の行財政改革による経費の節減が前提であり、赤字解消計画を確実に実行していくことが不可欠であることは申し上げるまでもありません。

次に、2点目の用地造成事業会計の赤字解消策につきましては、公営企業管理者がお答えいたします。

3点目の早期健全化団体転落は回避できるのかとご質問ですが、財政健全化法では、4つの指標を定義しておりまして、この指標が一つでも政令で定める早期健全化基準以上の場合には、年度末までに早期健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりませんし、外部監査も義務づけられることとなります。現在のところ、早期健全化のそれぞれの基準について、詳細部分が発表されておりませんので、お答えすることはできませんが、いずれにいたしましても、赤字解消計画を確実に実行していくことが、結果的には財政健全化団体並びに再生団体を回避することにつながるものと考えておりますので、ご理

解賜りたいと存じます。

4点目の各一部事務組合への出資金、負担金は規定どおり支出できているのかとご質問にお答えいたします。一部事務組合は、下北地域広域行政事務組合と下北医療センターの2組合がありますが、下北地域広域行政事務組合はし尿処理施設の管理運営を加えた構成8市町村の負担割合に基づき、むつ市も規定どおり負担しておりますので、議員ご承知のとおり、赤字決算とはなっておりません。

また、下北医療センターに関しましても、地方公営企業繰出金の基本的考え方に基づき、これまでに協議を重ねながら負担してきたところであり、その一部については、地方交付税の財政措置がされております。

次に、5点目の下北医療センターの累積赤字の当市負担分は幾らかとご質問ですが、下北医療センターの不良債務のうちむつ総合病院、大畑診療所、川内病院、脇野沢診療所、むつりハビリテーション病院に係る不良債務は、平成18年度末で約64億3,500万円と非常に多額となっております。川端一義議員のご質問にお答えいたしましたが、現在むつ総合病院は平成20年度に不良債務を解消するために第五次病院事業経営健全化計画に懸命に取り組んでおり、一般会計においても、この計画に基づき繰り出し基準以外の負担を行っているところであります。むつ総合病院以外の医療施設においても、経営健全化計画の実効性をまず確保することが必要であり、そのうえでむつ総合病院における第五次病院事業経営健全化計画のように、繰り出し基準以外の不良債務解消のための一般会計の負担を協議していかなければならないものであり、現在のところ下北医療センターの累積赤字の当市負担分は不確定であります。

むつ総合病院以外の大畑診療所、川内病院、脇野沢診療所、むつりハビリテーション病院の不良

債務解消については、むつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画の終了後、平成21年度から取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光対策についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、薬研地区の観光スポットに案内看板、説明看板を新たに設置すべきではないかのご提言についてであります。ご指摘の地域は、薬研橋から奥薬研までの県道むつ恐山公園大畑線沿い延長約4.6キロメートルで、沿道沿いにはヒバ及びブナ林と大畑川が織りなす薬研渓谷が面しており、自然的、歴史的な観光スポットが多く点在する地域でございます。

ご承知のとおり薬研は、第1種特別地域と国民保養温泉地に指定され、下北半島国定公園の名勝地としても全国的に知られ、平成18年の青森県観光統計によりますと、薬研には約29万人の観光客が訪れております。

地域の案内看板は、県が設置した薬研橋駐車帯及び奥薬研、湯の股橋付近の2カ所と市が設置している紅葉橋駐車帯及び薬研園地敷前の2カ所、計4カ所に設置されており、看板には地域の観光スポットの位置を広範囲に明示するとともに、その説明をも兼用しているものであります。議員ご指摘の案内看板の設置は、各観光スポットの再確認をしながら、不足していると思われる看板等の設置について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、薬研キャンプ場の管理状況についてお答えいたします。薬研野営場は、毎年4月から11月までの期間、下北森林管理署との野営場運営委託契約に基づいて開設している施設であります。平成18年に野営場の入り口となる錦橋の橋脚に亀裂が発見され、橋の管理者である下北森林管理署が安全確保のため通行を禁止したことにより2年間野営場は開設されておりましたが、下

北森林管理署において本年度中に橋をかけかえるための工事が発注され、平成20年度には開設のめども立っております。開設してはいないものの、施設等の維持管理のために定期的に点検しており、ことし秋の観光シーズン前には緑地帯の草刈りも行っております。

施設の状況につきましては、ごみ小屋外壁の一部が破損しており、補修をしなければなりません。管理棟を初め炊事棟、公衆トイレ等は、平成14年度に大規模な修繕がなされていたことなどから、これといった大きな損傷及び外壁塗装の色落ち等もなく、良好であります。

野営場散策路に架設されている損傷の激しい木の橋のかけかえやテントサイトで枯れている樹木の伐採処理については、下北森林管理署と連携し、現地調査を行い、対策を講じてまいりたいと考えております。また、緑地帯につきましても、適切な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、限界集落対策についてお答えいたします。まず、全国水源の里連絡協議会に加入したのかのご質問であります。議員ご発言のように、この協議会の設立は京都府の綾部市が平成18年12月に65歳以上の高齢者が半数を超え、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落、いわゆる限界集落のうち消滅の危機にある最も厳しい5つの集落について、これらの集落が河川上流の山間部に位置することから、水源の里として位置づけ、定住対策などを講じるため、水源の里条例を制定したことが発端となっております。その後本年10月に同市などが開催した全国水源の里シンポジウムにおいて、同様の限界集落問題を抱える全国の自治体に対し参画を呼びかける決議がなされたことを受け、先般11月30日、全国水源の里連絡協議会の設立総会が開催されたものであります。青森県からは、西目屋村

が参画したようではありますが、本市といたしましては、設立当初の位置づけが水源の里といった河川の上流にある山間地域の限界集落を対象としたものでありましたことから、参画はいたしておりません。

次に、集落の再生、活性化の方策についてありますが、昨年3月のむつ市議会第187回定例会における澤藤議員の一般質問に対する答弁として、過疎集落、限界集落に対する支援は木野部集落に限らず市全体の課題として取り組んでいかなければならない重要な課題であるとお答えしております。

限界集落の問題は、過疎地域が抱える地理的なハンディキャップや地場産業の衰退、雇用問題等から人口減少につながっていったことにあると一般的に言われておりますし、これに対して現実的には特効薬となるような施策を見出すことは難しい状況であり、じっくりと模索を続けていかなければならないものと考えているところであります。

先般国は、地方再生戦略として、再生の必要な地域を3つに分類して、それぞれに合った支援を行う考えを示しており、また今年度におきましては、地方再生モデルプロジェクトとして、緊急雇用対策が実施されており、ご承知のように、青森市と下北地域がその対象地域として指定されております。

この地方再生モデルプロジェクトにおいて、下北地域では、主に新幹線七戸駅の開業を見据えた道路整備などのハード面と下北かるたと下北ブランド認証品の重点PR作戦の展開、下北地域魅力再発見セミナーの開催、冬期観光ツアーの実証実験及び首都圏の大学と連携した首都圏の若者との交流推進調査などのソフト事業が県によって計画され、そのうちソフト事業については、年度内に事業が実施されることとなっております。

綾部市の水源の里の取り組みについて、一例を挙げさせていただきますと、あくの強いトチの実を利用したトチもちなどの特産品を開発するに当たって、地域ならではの技術とノウハウを生かしながら商品開発を進めたことが、頑張ってみよう、やってみようという気持ちに変わり、地域に誇りと愛着が持てるようになったということが住民の声として言われております。これが魅力となり、定住支援や二地域居住環境の整備などのさまざまな支援策と相まって、住み続けたい、または移住したいということにつながっていくのかどうか、まだ結果は出ていませんが、当市においても大変参考になる事例ではないかと思っております。そのためにも、今私が重視しております広報広聴機能の充実を図り、地域の声を的確に拾い、ともに議論を重ねていくことで地域に見合った取り組みが可能となるのではないかと考えております。

次に、通院を含めた路線バスの利用についてありますが、木野部地区におきましては、バイパスに2カ所バス停があり、交通の空白地帯と解するのは難しいものと思われま。実際の利用者のことを考えますと、坂道の歩行や交通量の激しいバイパスを横切るのは、お年を召した方には大変危険であるとの認識を持っております。現在市では、地域の公共交通について、事業者と利用者、それに行政が加わって、よりよい路線、移送手段を協議するための組織、地域公共交通会議を立ち上げる準備を進めております。鳥取県倉吉市などでは、路線バスまで遠い移動制約者を対象としたNPOなどによる運送が許可を受けているという事例もあるようでありますので、類似の事例を参照、研究しつつ、地域公共交通会議の場などで地域に合った方策を検討する余地はあろうかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

（杉山重一公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（杉山重一） 澤藤議員ご質問の財政の健全化についてのご質問の中の2点目の公営企業局が所管しております用地造成事業会計の赤字解消策についてお答えをいたします。

本会計は、昭和36年12月に事業を開始し、翌年の昭和37年4月に地方公営企業法を適用して公共用地の取得、造成及び売却を初め、市民への低廉かつ良質な住宅地の供給を目的に市内の各地域を開発してまいりました。しかし、昭和50年代後半から宅地の売却不振と借入金に係る利息の増加が重なり、経営が悪化し、平成8年12月開会の定例会の全員協議会において用地造成事業会計の現状と改善策について説明をし、平成9年3月開会の定例会において、新たな事業経営の方向を示すべくむつ市用地造成事業に地方公営企業法の全部を適用する条例を廃止する条例の御議決をいただき、平成9年度から地方公営企業法の非適用事業として再スタートし、現在に至っております。

この会計の新たな事業経営の基本的な目的は、保有土地を処分しながら業務を清算し、会計の閉鎖を図るというものでありますが、これまでの決算の状況から、清算にはかなりの期間を要するものと判断しております。ちなみに、平成9年度決算では、約15億5,100万円の赤字額を計上しており、平成18年度決算の見込みでは、約14億4,200万円の赤字額となりまして、この9カ年で約1億900万円の赤字を解消しております。

今後もこの赤字額をいかに縮小させ、一般会計に移行するかが赤字解消策の最も重要な課題となるものでありますが、それには第一に保有土地の早期処分が不可欠であります。保有土地の現在の帳簿価格につきましては、約8億円と試算しております。販売に当たりましては、立地条件によりまして、一般分譲地、商工流通施設用地、都市計画街路用地、福祉関係施設用地などに位置づけ、関係機関に働きかけながら販売促進してまいりた

いと思いを。

長引く景気低迷の中、保有土地の処分につきましては苦慮している現状でありますことをご理解いただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今ご答弁をいただきまして、まず財政の問題でございますが、夕張市が財政再建団体になって、そして今いろんな苦勞をしているわけですけれども、その中でやはり議員定数を9人にする、そして職員の数が半減してしまったと。非常に業務に支障を来しているというような状況もあるようでございます。その原因が給料の30%削減というようなことで、行政の側も議会の側も、随分身を削ってやらなければならない。そしてまた、最近では市役所の庁舎も売却をして、それを借り直して使うのだというような方針も持っておるようでございます。一般家庭では当然のことであります。家の借金が払えなくなって、それを売却して借家に移るといのは、ごく普通の現象であります。

市長は、さきの質問に対する答弁の中で、既に早期健全化団体になった気持ちで取り組んでいくというような答弁をされましたけれども、私はもっと具体的に、気持ちだけではなくて、具体的に対策を既に始めなければならない。と申しますのも、国が今後、先ほど申しましたように1人当たり1,000万円の借金を抱える国、自治体のこの借金に対して、国が増税を含むいろいろな対策を講じています。その中に当然公共事業の削減や、そして自治体への地方交付税をずっと減額してきたわけです。この路線がとまるとは思えないのです。そうした中で原発頼みの電源立地地域対策交付金等の、そうしたお金を当てにして、気持ちだけで済むのかどうかということをまずご答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 気持ちだけでは済まないという思いでございます。しかしながら、まず基本的に気持ちをその気持ちで持っていかなければいけない。そのためには、では具体的にどんなことが考えられるのかというふうなことでありますけれども、今団塊世代の方々が非常に多く退職しております。例えば20人退職したから20人採用ということではなくて、やはりその財政状況、小さな政府をつくらなければいけない。そして、最少の経費で最大の効果、サービスをしていかなければいけない。そういうことから、一部退職者の不補充等々かなり厳しい形で実施しているところであります。

さらにまた、1人当たり1,000万円の借金というお考え、お示し、また数字としてそれは公表もされております。しかしながら、この1,000万円の借金という、単に借金というふうな考え方ではなくて、やはりこれは財産として公共の建物、また道路の整備と、そういうものもありますので、これは一つの世代だけの負担ではなくて、後世代の負担というふうな、均等してその負担をしていくという考え方も必要なのではないかなと、こういう思いをしているところであります。

気持ちだけではなく、具体的な形で新年度予算に向かって今懸命に組み立てをしているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 借金、その財政赤字について、あるいは今いろいろ公共投資をしていることについて後世代の負担をと、こう言われたわけですが、後の世代というのは非常に人口減少が進んでいって、いわゆる収入を得る世代の人口が減っていくわけです。そういう中で、本当に今のこの赤字の状態が後世代が負担できるのかという大きな心配があるわけです。

そして、国も地方交付税を減らす、あるいは

公共事業を減らすというような対応をしているわけですが、そして増税もしなければならぬというようなことを言っているわけです。そうしたときに市長は、職員の団塊の世代の退職によって一部不補充をするのだと、それによって大きな削減効果があるのだとおっしゃいますけれども、やはり一番先に国は地方にしわ寄せをよこす、そして福祉対策、医療費を削る、それが今の医師不足につながってきているわけです。地方自治体としては、やはり末端の方々に対するいろんな行政サービスの低下をする前に、もっと行政体がスリム化、もっと努力するべきでないかというように私思うのであります。ご答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国のあり方、地方に対してのあり方、私も非常にこれは疑問を持っているところであります。しかしながら、やはり国全体が今人口減少の中で縮んできているわけでございます。経済も、そして人口も。そういう意味からして、やはり地方へのしわ寄せ、これは私ども議会ともども、首長ともども、これは力を合わせて国に訴えるべくところは訴えていって、そして地方交付税の削減、これはもとより、我々にとっては自主財源のないものであります。ない地方にとっては、しっかりとこれを訴えていかなければいけない。

ただし、一方むつ市においては、将来中間貯蔵施設という形で恒久的な財源を確保できる、そういうものもあります。そういうふうな形で、一方では国に対し強く働きかけ、一方では自主財源を確保するという手法をとりつつ、そこには計画的に、効率的に、そして身の丈に合ったこの行財政運営が私は必要であると、このように認識しております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） なかなか難しい問題でありま

して、いろんな意見があるのだらうと思います。しかし、まず恒久的な財源があるのだとおっしゃいます。そうでしょう。ですから、国のこの地方に対する交付税が減ってくるというような見通しをさらに厳しく持って、入ってくるもの、それから出ていくもの、こうしたものをやはりちゃんとコントロールしながら赤字縮小に私は努めていかなければならないと思っております。

いま一つ、用地造成事業会計の問題についてでございますが、さきの議会の答弁によりますと、この完済には100年かかるというような答弁もあったわけです。当然その元金に利子がついてというようなことになるわけで、非常に大きな負担であるわけです。ですから、庁舎のために15億円いただきました。それで、これは何の見返りもなくお金をいただいたわけですね。だけれども、この塩漬けの土地、これを電源関係の会社等を買っていただくという選択肢はないのでしょうか。あるいはまた、いろんな全国に展開している原燃関係の企業があるわけですけれども、そうした企業の結びつきの中で、この土地の購入をいただくという、こういう選択肢を市長、私はとられる必要があるのではないかと思うのですけれども、ご答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 庁舎移転に協力した電力会社等へ、そういう不良債務になっている土地の取得を要請したらどうかということでございますが、電力会社においても、地域振興については応分の協力をしたいということの方針を電源立地地域では貫いておるようでございます。ただし、債務とか損失補償についてのそういうたぐいのものには基本的に協力はできないという指定でございますので、お願いします。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） そういう建前だと思うのです。

ただ、私が申し上げているのは、そういう選択肢です。例えば地域振興については、地域ブランドのその商品を市長のいわゆるトップセールスであちこちに売るといような戦略的な動き、そういうものが当然あるわけです。そして、企業誘致についても、いわゆるトップセールスが必要なことはどこの自治体でもやっておられるわけです。そういう意味で、ありがたくも、いわゆる全国に展開している電力関係の会社と親密な関係にあるわけですから、そういう意味ではいろいろなつてを求めて、そうした働きかけをしていくという姿勢が私は大事だと思うのです。もう一度、市長、お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご趣旨は、かなり遊休の土地があるということで、これを積極的に売却していけということかと思っております。私もさまざまな場面で関係機関等々にお話をさせていただいております。しかしながら、これまでの経緯を見ますと、企業立地等々も非常に厳しい状況であるというふうなことでございます。しかしながら、一縷の望みも捨てず、私はその場面ではお話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 次に、限界集落の件です。昨年3月定例会で質問したことを引用しまして、当時の答弁について若干触れたわけでございますけれども、検討すると。今まで検討してこなかったのですか。質問のしっ放し、答弁のしっ放しでなくて、いわゆるあちこちの総体的に考えていくとか、全体的にそうなるであろうからそのときに考えるとかというような話でなくて。以前の議論の中でも木野部地区が最も高齢化率が高く限界集落だというような答弁も前にありました。ですから、まず具体的にその地域にどうい

問題があって、どういう手だてが必要なのか。実態把握と。病人に例えれば、全く症状の違う患者に同じ治療するわけないのです。ですから、こういう事例が今後たくさん出てくるとすれば、まずケーススタディーとしても、この問題にちゃんと前向きに取り組んでいただきたい。

前の答弁に、既存の施策で対応するというような答弁もありました。だけれども、それによってカバーできない部分というのはいっぱいあります。この辺の考えをお尋ねします。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） まず、澤藤議員の前段のほうの検討状況ということに限りて答弁を申し上げますが、ここ数年来複数の議員からも地域の活性化ということに着目して、特に地域の足の確保、この点につきましては、私どもも重く受けとめてまいっております。

具体的な検討状況ということでは、例えば青森県のバス交通等対策協議会、あるいはその傘下のもとに下北地域分科会というものもありまして、こういったことの中でバス事業者、あるいは利用者、行政等が議員おっしゃるような事例をケーススタディーとして掲げながら検討協議をしてきたという経過がございます。しかしながら、先ほどの市長の答弁にもありましたように、この問題は公共交通の足を確保するという問題に限らず、多面的で複合的な要素が内在されておりますので、そういった意味で模索を続けているということでご理解いただけるかと思えます。私どもは目下議員ご承知のように、赤字路線からバス事業者の撤退が全国的に相次いでいる中で、例えば先ほど言及されましたようなダイヤモンドバスとか、ダイヤモンドタクシー、こういった新たな仕掛けも広がってきていることも承知してはございます。

先進事例を見ますと、高齢の病院通院者等の足を確保する手段の一つともなっているようではご

ざいですが、システムの維持にIT機能等を取り込めば取り込むほどコストがかかると。保守管理、あるいは更新料といったものが伴っていくと、そういう嘆きの声も聞こえることも事実でございます。現在は先ほどの市長の答弁にもありましたように、システムの構築を図るうえでは、まずもって各地域との十分な話し合いを積み上げていく必要があるかと、このように思っております。

議員も先ほどおっしゃられましたように、地域、地域での課題というものがそれぞれ性質上異なるものがございますので、その辺を地域とじっくりとまず話し合うことから、先ほどの答弁にもありました地域公共交通会議などを立ち上げるという準備で今進めております。今年度中にこの会議を立ち上げる予定でございますので、できますればその辺の中で、地域とも、あるいは内部においても先進の事例を研究しながら進めてまいりたいという途上にありますことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 検討をするというようなことでございますが、ぜひスピード感を持ってやっていただきたい。一日一日年をとるのです。高齢者は、特に急激に衰えてまいります。ですから、その辺はよろしくお願ひしたいのでございますが、そこで来年度から下北少年自然の家が下北自然の家ということで市の管理になります。非常に行政から隔絶した木野部、赤川地区、今のその限界集落を含むこの地域が、公共施設、公共機関から、市の機関から離れているわけで、そこに今度市が運営する下北自然の家に生まれ変わるわけです。この地域の高齢化が進んで、非常に活力の減退した地域に外部から人が、ボランティア団体も含む、あるいは行政もかかわる、そうした団体がその地域のサポートをしていく、元気を取り戻していくという仕組みづくりが私は必要なのだろうと思う

のです。そうしたときに、この下北自然の家の役割が大きい位置を占めてくるのではないかなと、こう思うのです。

あそこは、木野部峠を越えて行かなければならない地域で、非常に衰退していく地域だというようなことでありますので、市の施設ができる、そこに行政の拠点ができるわけです。そして、そこに今度はその集落をサポートするいわゆる元気な人たちが、そこに拠点を貸していただいて、そこでその集落をサポートする組織をつくっていく、それが一つのあの地域のケーススタディーになるのではないかなと思うのです。こういう考え方について、市長のお考えをお伺いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北少年自然の家が下北自然の家へという形で今定例会に提案をさせていただきました。これが4月1日からそのような形になりますと、この下北自然の家、各世代の方々のご利用がふえてくると。また、これも懸命にPRをしていかなければいけない。そこにさまざまなニーズが生まれてくると思います。その中では、やはり木野部集落、そして赤川海岸という形でしょうか、そういうような形で、より以上の、非常にこの地域を頼りにするという部分が出てくるのではないかなと。

これは教育委員会のほうでこれからさまざまなプログラム等が構成されて考えられていくわけですが、すけれども、例えば私なりに地域の方との元気なお年寄りとの触れ合いの場面、さらにまたお年寄り、高齢者の方々の知恵をかりてさまざまな伝統の行事だとか、それからこれまで蓄えてまいりました技術、そういうふうなものを、下北自然の家の中で利用者と交流を深めていただければと、こういうふうな思いもしております。

また、漁業についてのさまざまなノウハウ、そういう部分も、利用者との交流の中で深めていた

できれば、その集落の元気が幾らかでも取り戻すことができるのではないかなと、こういうイメージを持っているところであります。

さらに地元消費、それから雇用というふうなことも、今後将来にわたって指定管理者制度もやはり考えて視野の中に入れていくという段階では、その状況も出てくるのではないかなと、こういうふうな思いでございます。その意味からして、下北自然の家が地元の高齢者との交流を深めていく大きなケーススタディーとして全国的にも発信できる場所になってほしいなど、こういう意味も考えているところでございます。

○議長（村中徹也） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。22番浅利竹二郎議員。

（22番 浅利竹二郎議員登壇）

○22番（浅利竹二郎） ただいまご指名をいただきましたむつ市政クラブの浅利竹二郎でございます。まずは、さきに行われましたむつ市議選におきまして、市民の代表として再び市政壇上にお送りくださいましたことに対し、ご支持、ご支援を賜りました市民の皆様へ衷心よりの感謝と御礼を申し上げます。皆様のご期待に背かぬよう、むつ市政発展のため、そして市民の幸せを第一義として、誠心誠意努める所存でございますことをお約束いたします。

それでは、さきに通告いたしましたとおりの4項目につき質問を行いまして、むつ市議会第194回定例会最後の一般質問を務めさせていただきます。宮下市長におかれましては、特段のご答弁を賜りますようお願いいたします。

通告の第1は、むつ市長期総合計画についてであります。本計画は、平成19年度から平成28年度までの10年をスパンとした基本構想と5年をスパンとして前、後期に分けて見直しを図る基本計画、そして3年ごとの計画期間で毎年その都度見直しを図ることになります実施計画から構成されております。

この長期総合計画は、平成16年10月に作成された新市まちづくり計画を踏襲し、かつ尊重しつつ今後の本市のまちづくりを総合的及び計画的に推進するため作成するとの趣旨説明がなされております。そして、基本理念として、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」とうたっております。宮下市長におかれましては、今年7月、杉山前市長の急逝を受け、急遽の市長選を戦い抜かれご当選されましたことはまことにおめでとうございます。この新市まちづくり計画作成の過程で宮下市長の思いがいかに反映できましたでしょうか。

合併後のまちづくりは、私ども市民にとりましても、むつ市の近未来を形づくる極めて重要で関心の高い事柄であるだけに、この計画にかける市長の決意のほどをお伺いいたします。

さて、合併後旧町村でささやかれることは、「合併はしたけれども、一つもいいことがない」という言葉でございます。もともと自治体単独では人口の減少、経済の疲弊等から立ち行かないことが合併促進の理由であり、合併をしたからといって市民生活が急に改善されるということ自体が夢に等しいことでもありますけれども、市民に夢と希望、そしてあすに向かって生きる力を与えること

も為政者としての責務であると考えます。

平成12年に法律第15号として制定されました過疎地域自立促進特別措置法により川内町、大畑町、そして脇野沢村が過疎地域とみなされ、合併前にはそれぞれの町村が自立促進計画を作成しておりました。合併後には、平成17年度から平成21年度までの5カ年計画で、新市まちづくり計画及び青森県過疎地域自立促進計画との整合性を図りながら、後期計画としてむつ市過疎地域自立促進計画が策定されております。

そこでお伺いいたしますが、むつ市過疎地域自立促進計画にどのような形で旧町村の自立促進計画を取り入れ、それが長期総合計画にどのように反映されているのでありましょうか。単に旧町村作成の計画を移しかえただけでありましょうか。

私の前に質問されました澤藤議員の質問項目にありますように、昨今限界集落という言葉がマスコミに登場しております。言葉の定義につきましては省略いたしますが、いわゆる部落と言われる集落が消滅の危機に陥っていることの表記であります。合併した3町村には、該当する集落が何カ所か点在するようではありますが、合併はしたはいいが、むつ市市部周辺への人口流出に歯どめがかからず、過疎を促進するようでは合併が単に自治体内格差を生み出す手段でしかなかったと言われてもいたし方ないように考えます。

人間には、生きていくうえで夢や希望が必要であります。そして、1人で生きていくことがかなわぬように、家族や隣人、そして周囲のみんなで支え合って生きていかなければなりません。終わりよければすべてよし、終末に近づきつつある人生に、生きていてよかったと思う心が芽生えるような施策を施すことも為政者として絶対に必要であります。そのような観点から、むつ市過疎地域自立促進計画に旧町村が作成した自立促進計画をどのような枠組みで取り入れ、また長期総合計画

に反映されているのか、自立促進の施策をお伺いいたします。

次に、今年6月に成立いたしました国の地方自治体財政健全化法に規定するとされております財政再生団体と早期健全化団体のうち破綻一步手前の早期健全化団体に当むつ市が取りざたされておりますことは、マスコミ等でご承知のことと存じます。赤字の経緯につきまして、現市長に問うことは酷でありますから、将来にわたり早期健全化団体の可能性があるのかないのか、そしてそのことがむつ市長期総合計画達成の先行きにどのような影響を及ぼすと考えられるかを、一般論としてでのお答えで結構ですから、お伺いいたします。

通告の第2は、大湊地区の整備についてであります。大湊地域からの選出でありますので、このたびは重点的に大湊地区の整備状況についてお伺いいたします。

初めに、特定地域振興重要港湾の整備状況についてであります。県内では青森港、むつ小川原港、八戸港、そして大湊港の4港が重要港湾の指定を受けておりましたところ、港内荷役の減少等の理由により、平成12年5月に大湊港のみが指定から外されるという事態になりました。その際、県、市並びに国会議員等が一体となって陳情したことが奏功し、新たにむつ下北の防災拠点として特定地域振興重要港湾という港格の指定を受けた経緯がございます。現在大湊港の整備ということで岸壁、港湾道路等の工事が進んでいるようですが、その内容と完成見込みについてお伺いいたします。

また、現在の段階での大まかなところで結構ですから、港湾道路からアクセスするところの計画はどのようになっているのかもあわせてお伺いいたします。

次は、国道338号大湊バイパスの整備状況についてであります。現在桜木町からスキー場までの

区間は、おおむね整備が完了しそうな気配と見ておりますが、その延長上の大湊浜町までの全線開通の見通しはいかがとなっているのでありましようか。この道路の必要性につきましては、今さら申し述べることもなかろうかと存じますが、以前の道路の交通事情調査の結果を見ても、大湊上町の常楽寺というお寺の前の測定値では、日中の12時間に約1万2,000台の交通量があり、20年前の5倍に達しているというデータがありました。朝夕の状態は言うに及ばず、積雪時の歩道が確保されるまでの間、車道を歩く学童、地域住民の身の安全が危険にさらされ、そして何よりも災害時の緊急避難道路としての必要性が強く求められております。

合併の結果、脇野沢、川内は一体となり、以前にも増して住民の往来は頻繁になっていることでありましようから、交通量も増加の一途と予想され、現在の交通渋滞の状況になっているわけがあります。早急な開通が求められております大湊バイパスの整備状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次は、大湊地区の坂道対策と融雪道路の整備状況についてであります。ご存じのとおり大湊地区は国道338号と海岸沿いの市道が十数カ所の急坂な生活道路によって結ばれており、冬期には介護車、救急車、消防車、ごみ収集車と生活車両の進入が困難な区域が多くあり、スリップによる事故も散発しております。これらのことから、大湊地区の坂道対策の融雪道路の整備は急務であると考えます。そこで、今までの整備区域と今後の計画についてお伺いいたします。

通告の第3は、むつ市経済の活性化策についてであります。むつ市全体の経済が低迷し、民間企業の大規模倒産も散発する昨今であり、疲弊した企業からは雇用の期待も得られないところであります。さて、そのような状況の中で、景気に左右さ

れず、一定の経済効果をもたらしてくれる団体があります。ご存じ海上自衛隊大湊地方總監部であります。自衛隊につきましては、昨今前防衛事務次官の疑惑で揺れておりますけれども、現職隊員、現場の部隊は一生懸命真摯に訓練にいそしんでいることを申し添えておきます。

さて、先般下北地域県民局がまとめたとされるむつ市における海上自衛隊の経済効果調査によりますと、むつ市に及ぼす海上自衛隊大湊地方總監部の経済効果は、年236億円とのことでございます。そこで、むつ市経済に対する影響力につきまして、宮下市長の感じるところの所見をお伺いしたいと存じます。

次は、防衛施設周辺に適用される防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、略して環境整備法についてであります。既にこの法律を適用して各種の事業を展開しているところでございます。この法律は、補助率が高いことで、自治体にとっては有利な事業を行うことができると聞いております。現在非常事態の緊縮財政で推移している市財政ではありますが、市民生活向上のためのインフラ整備等は急務であろうと考えます。そこで、活用できるものは活用するというので、この環境整備法を積極的に活用すべきと考えますが、そのことについてお伺いいたします。基地を抱える他の自治体から比して、余り要求が上がっていないという声も聞かれることでお伺いする次第であります。

次に、自衛隊艦艇の造修機能強化と地元の雇用拡大についてであります。現在大湊基地内には、旧海軍から受け継がれている施設が多くありますが、その最たるものに1万トンドックがあります。施設としては頑丈で、十分使用にたえ得るものではありますが、現在の海上自衛隊艦船の装備の変遷に対応し切れない部分があり、大方の修理は函館ドックに依存せざるを得ない状況にあります。な

ぜ海上自衛隊の業務について、ここで質問するかといいますと、この1万トンドックの活用次第では、地元での艦船修理の枠が拡大し、地元企業の受注やそれに伴う雇用の拡大も見込まれるからであります。地元自治体としても1万トンドックの整備充実について、防衛省を初め関係機関に要望すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

通告の第4は、石油製品高騰が及ぼす市民生活への影響についてであります。灯油やガソリン代と石油製品の急激な高騰はとどまるところを知らず、市民生活にも甚大な影響を及ぼしております。マスコミ報道によりますと、今回の高値は灯油が18リットル1缶1,600円から1,700円代に達し、調査期間以来の最高値と記されております。今回はどうして値上げするのかという外因的なことへの質問は省き、その値上げによって生活保護世帯、ひとり暮らしの高齢者、低所得者等、いわゆる社会的弱者に対しての救済措置はないのかをお伺いいたします。

これから厳寒期に突入する季節を迎え、市当局としても、これら社会的弱者に対して何らかの救済措置があってしかるべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、大きくは4項目に分けて質問させていただきました。細部につきましては、ご答弁の内容をお聞きしたうえで再質問をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

これで、壇上よりの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のむつ市長期総合計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、本計画の基本構想につきましては、議員ご認識のとおり、地方自治法の規定に基づき、当市における総合的かつ計画的な行政運営を図るた

め、合併協議会で作成された新市まちづくり計画の理念を基本的に踏襲し、かつ尊重し、平成28年度までの10カ年を目標年次に策定、本年9月のむつ市議会第193回定例会において御議決を賜ったところであります。

そこで、ご質問の1点目、新市まちづくりに込める市長の決意を問うについてであります。むつ市長長期総合計画のもととなっております新市まちづくり計画につきましては、その理念、方針は十分理解しているところであり、市長選挙に際しましても、その理念を機軸に据えて、愛する郷土むつ市を少しでもよくしていきたいとの志を持って臨み、多くの市民の皆様から重責を担う任を託していただいたところであります。

私が公約に掲げました一部を参考までに申し上げますと、「まちづくりの主役は市民」につきましては、市民協働の施策展開等に、また「こどもは地域のたからもの」につきましては、教育の充実等の施策項目として、本長期総合計画の施策体系の中にそれぞれ包含されているところあります。6万5,000人余の市民を乗せたむつ丸のかじ取りは、決して順風満帆というわけにはいかないものであろうことは重々承知しておりますが、本計画の基本理念であります「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現に向けて、目下進めている実施計画において、私の思いを具体的に反映していく考えにありますし、今後とも全身全霊を傾けて取り組む所存でありますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の第2点目、むつ市過疎地域自立促進計画との整合性についてお答えいたします。むつ市過疎地域自立促進計画は、議員ご認識のとおり、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、過疎地域とみなされる旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の3地域における振興発展の指針と

すべく平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間として策定した後期計画に当たるものであります。

本計画の事業計画は、新市の一体感の醸成、地域の均衡ある振興、発展を念頭に置き、旧3町村が予定しておりました事業計画を基本的に尊重し、ほぼ網羅的に取りまとめた経緯があり、事業推進に当たりましては、新市が厳しい財政状況にある中で、道路、下水道等の社会基盤整備など、地域格差の生じないよう意を用いてきたところあります。しかし、全国の過疎地域同様、本市におきましても、少子高齢化の進展や雇用問題を背景とした都市部への人口流出など、歯どめのききにくい状況にあるところでありまして、過疎問題に対しましては、一朝一夕に解決できる有効な対策があるわけではなく、いづこの市町村も対策に苦慮、模索を続けているところあります。

過疎地域自立促進計画の理念は、長期総合計画における施策の体系の中に息づいているところであり、具体的な地域の自立促進策につきましては、第1点目でお答えいたしましたように、目下進めております実施計画において具体化を図る考えにあります。いづれにいたしましても、地域住民の声をよく聞き、地域の実情を十分把握しながら、むつ市過疎地域自立促進計画とむつ市長期総合計画の実施計画との整合性を図りつつ、道路、下水道等の生活に密着したインフラ整備や農林水産業の活性化など地域の自立促進、活力維持に向けて鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の早期健全化団体の可能性と長期総合計画達成の先行きについてのご質問であります。早期健全化団体に該当するかどうかは、現在のところ、その詳細部分が示されておられませんので、お答えすることはできませんが、微妙な状況にあることは間違いありません。早期健全化団体

に該当しないためには、電源立地地域対策交付金を人件費等に充当し、一般財源化を図ることや、行財政改革の徹底、退職者の一部不補充等の手を緩めることなく赤字解消計画を確実に実行していくことが必要となりますし、そのことにより将来にわたる不安もなくなるものでありますが、赤字解消計画の確実な実行が最優先事項となりますので、長期総合計画の達成にそれなりの影響なしとはしません。しかしながら、赤字解消計画と長期総合計画の推進が両立するようにスクラップ・アンド・ビルドをこれまで以上に徹底し、現在策定中の実施計画にできるだけ長期総合計画の施策を反映させたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、大湊地区の整備についてのご質問にお答えいたします。第1点目、特定地域振興重要港湾の整備状況についてであります。大湊港は、昭和28年に地方港湾に指定され、港湾機能の整備が進められてきましたが、昭和42年に原子力船「むつ」の母港となったことから、昭和44年に重要港湾の指定を受け、田名部川河口部両岸を中心に岸壁等の整備が進められ、現在推進7.5メートル岸壁2バース等を供用しております。平成12年4月の港湾法の改正に伴い、地方港湾に移行しましたが、下北半島地域における産業、経済の中心地であるむつ市に位置し、広い用地を有することから、平成12年5月に国の新たな施策である特定地域振興重要港湾に指定され、防災機能の強化を中心とする大湊港港湾振興ビジョンに基づき整備が推進されているところであります。

現在は、平成18年にオープンしたしもきた克雪ドームに関連する臨港道路の整備、防災緑地及び耐震強化岸壁を中心に整備が進められているところであります。具体的には、旭町側から道路1,348メートルが、平成13年度から事業費約4億6,000万円が進められており、今年度完成予定と

なっております。大湊側の道路600メートルについては、平成16年度から事業費約3億9,000万円が進められており、平成21年度の完成予定となっており、今年度までに約74%の進捗となる見込みであります。

また、今年度大荒川にかかる橋りょうが完成することから、事業の完了前ではありますが、年内の暫定供用を目標に整備を進めていると聞いており、利用者の利便性向上を早期に図れるものと期待するものであります。

防災緑地等5万5,000平方メートルにつきましては、平成13年度から事業費約9億3,000万円が進められており、現在のところ平成24年度の完成を目指しており、今年度までに駐車場、多目的広場等が完成、約28%の進捗となる見込みであります。耐震強化岸壁130メートルにつきましては、平成17年度から事業費約11億3,000万円が進められており、平成21年度の完成予定となっております。今年度までに約43%の進捗となる見込みであります。

次に、港湾道路からのアクセス計画ということですが、あくまでも中長期的構想として県が示している市道西町線から港町、真砂町を經由して大湊新町に至るルートがあります。このうち「斗南藩土上陸の地」付近から大湊新町までの720メートルについては、国の新たな施策であるみなと振興交付金事業を導入することとし、県が基幹事業として要望しておりますが、採択されるか否かは未定となっております。

第2点目、国道338号大湊バイパスの整備状況についてですが、まず現在進められております桜木町からスキー場間の宇曾利バイパス約1.2キロメートルにつきましては、水源池大橋を含む全線が年度内に完成する予定であります。宇曾利バイパスに接続する大湊浜町からスキー場間約2.6キロメートルにつきましては、所要の調査

検討を進め、平成20年度の補助事業としての新規採択に向け、国との協議を行うなど努力しているとのことであります。

市といたしましては、これまでも市議会と同一歩調をとりながら、関係機関に対し要望活動を実施してきておりますし、今後も早期全線開通に向けた強力な要望活動を実施してまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

第3点目、大湊地区の坂道対策と融雪道路の整備状況についてであります。大湊地区は勾配の急な坂道が多く、冬期間の凍結による交通事故が懸念されることから、これまで市道6路線にロードヒーティングを設置してきており、今年度についても新川守坂の整備を実施いたしておりますので、整備済み路線は7路線となり、これまでに要した事業費は約2億5,700万円となっております。

大湊地区の坂道対策を要する路線は、いまだ10路線が残っておりますが、今後とも財政状況を見ながら順次整備を進めていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市経済の活性化についてのご質問にお答えいたします。まず、第1点目の大湊地方総監部の経済効果についてであります。下北地域県民局がまとめたむつ市における自衛隊所在による経済波及効果調査の内容に対する私の所見はどうかとお尋ねですが、この調査は、下北地域県民局が青森地域社会研究所に委託して実施したものと伺っておりまして、去る11月22日に市や商工会議所、飲食店関係者などを対象としてこの調査結果についての報告会が開催されております。

この調査では、まず同じく海上自衛隊の地方隊があります呉市、佐世保市、舞鶴市、そして横須賀市との比較を交えながら、むつ市の現状について分析しておりますが、他の4市につきましては、

海軍時代に海軍直営の軍需工場に当たる工場の設置されていたことから、造船業を中心とした軍需産業が発展し、終戦後の地域の復興にこれらの製造業の素地が大きな役割を果たし、現在も製造業の割合が高くなっていると、これに対してむつ市の場合は大湊に設置されたのがもっと小規模な工作部であったため工業化がおくれ、現在は1次産業とサービス業が中心となっているとしております。

まとめでは、むつ市には家族も含め約6,500人の海上自衛隊関係者が住んでおり、これは人口の1割を占め、隊員の給与水準が地元企業より高く、市税や消費支出を初め市全体に236億2,000万円の経済効果を与えていると分析しております。

また、報告会では大湊地方総監部経理部から大湊地方総監部に関する予算及び経済効果について、本年7月に約20日間の日程で実施された掃海訓練の経済効果は、訓練参加者へのアンケートをもとに、訓練中の個人消費が約6,000万円と見込まれることや、むつ市の市民税について、人口割合で約4%の自衛隊員の納税額が約2割になるとの説明もあったところであります。

私といたしましても、今回はその効果を数字で示され、その所在による経済効果の大きさを改めて認識しておるところであります。

また、市民生活上、住民と自衛隊との関係は良好なものであり、地元にしっかりと根づいていると認識しているところであり、今後は調査のまとめでも提言されておりますが、自衛隊の施設等を観光資源として活用するなど、ソフト面での充実を図り、さらに地域活性化につなげていきたいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、防衛施設周辺に適用される環境整備法の活用についてであります。緊縮財政の中、市民生活向上のためのインフラ整備に

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく補助等をもっと積極的に活用すべきでないかとのご質問であります。防衛施設周辺の整備につきましては、昭和41年に防衛施設周辺の整備等に関する法律が公布、施行されておりましたが、一層充実した施策を推進するため、新たに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、いわゆる環境整備法が昭和49年6月27日に公布、施行されているところであります。

この法律による施策の概要といたしましては、まず障害防止工事の助成として、例えば航空機騒音などによって学校教育に支障があるとして防音工事を行う場合、また民生安定施設への助成として、防衛施設の設置、運用により、その周辺地域の住民の生活または事業活動が阻害されると認められる場合において、消防施設、水道施設、学習のための供用施設、漁業用施設などの生活環境施設等を整備する場合に、その費用の一部が補助されることとなっております。

さらに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付があります。この交付金を受けるためには、特定防衛施設の指定と特定防衛施設関連市町村の指定が必要であります。昭和50年3月10日に大湊港に所在する防衛施設と当市がそれぞれ指定を受けているところであります。

当市では、障害防止工事の助成につきましては、昭和47年度の城ヶ沢小学校の2級防音事業から助成を受け、最近では平成17年度と平成18年度の継続事業で実施いたしました大平小学校防音機能復旧事業までの総額で約21億円となっております。民生安定施設の整備の助成につきましては、昭和45年から助成を受け、桜木町及び城ヶ沢地区の学習等供用施設の建設や公民館の建設等に総額で約8億円活用しております。特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、指定を受けた昭和50年度から平成18年度までに総額で約14億円の交

付を受けており、実施計画に基づき市内全域の排水路、側溝等の整備、消火栓の設置等の事業を実施してきたところであります。また、先般本交付金の平成19年度の額について、東北防衛局から決定通知があったところであり、昨年度と比較して約1,000万円ほど増額となるものであります。

以上のとおり活用してきているところであり、事業によっては実施できる地域が騒音等の影響を受ける地域に限られていることや、また防衛施設の設置、運用と周辺住民の生活や事業活動に生じる障害との間に因果関係があることなどの要件がありますものの、議員ご提案の趣旨を踏まえ、財政状況をにらみながらではありますが、今後も活用できるものにつきましては、積極的に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、自衛隊艦艇の造修機能強化と地元の雇用拡大についてであります。大湊基地にある1万トンドックの活用次第では、地元での艦船の修理の枠が拡大し、雇用の拡大も見込まれることから、防衛省を初め関係機関にこのドックの整備充実について要望すべきでないかとの趣旨のご質問であります。海上自衛隊が保有する1万トンドックは、旧海軍が昭和15年に着工し、昭和19年7月に完成させ、戦時中は造修部門に重要な役割を果たし、戦後は一時期民間企業が使用して復員船等の修理点検を行うことで地域産業の一翼を担い、住民生活に大きく貢献したとされ、やがて大蔵省へ移管となり、荒れるまま長い年月放置されていたとされるものであります。その後市では、このドックの再開活用が下北地域の総合開発に大きなインパクトを与えるものと考え、昭和39年に各方面へ強く働きかけましたところ、同年12月に海上自衛隊に移管され、大湊地方隊の所管するところとなり、昭和41年から調査工事を経て、昭和46年6月には第一船を入渠させ、再開と

なったものであります。

以降、このドックの運用により地元造船関係企業の育成や地元雇用の増大、地元企業への工事発注量の漸増など、地域経済の活性化に大きく寄与したとされているところであります。しかしながら、このドックが1万トンドックとしての施設規模を有しながら、港内の水深が浅いことや、地元造船企業の対応性などから入渠できる艦艇は小型のものに限られ、結果として大型艦艇の造修は他地区に依存しておりましたことから、市では昭和63年11月に大型艦艇の点検修理が可能な水準までの整備強化とともに、地元への発注工事量の増加、地元の雇用の拡大、地元受注企業の育成等について防衛庁に対して要望した経緯があります。

今般県が実施したむつ市における海上自衛隊の経済効果調査結果においても、むつ市の海上自衛隊関連予算のうち物件費では艦船修理費22億円のウエートが高いものの、これらのほとんどが県外へ発注されているとの指摘があったところであり、議員ご指摘のように、地元への発注分がふえれば、経済波及効果はさらに増加し、雇用の拡大にもつながるものと思うところであります。したがって、地元での整備や修理ができるような条件整備を望むところでありますが、古い歴史的経緯がある深くて大きな事項でありますことから、今後海上自衛隊大湊地方総監部と協議しながら、現況把握も含め、精査、検討のうえ対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、石油製品高騰が及ぼす市民生活の影響についてのご質問にお答えいたします。灯油価格の高騰については、株式市場の低迷によって行き場を失った国際投資資金の先物市場への流入や中国等の原油需要の増大等による原油価格の高騰によるものと言われております。このような国際的な原油高の中、青森県における灯油やガソリン等の石

油製品に係る動向を見ますと、特に灯油に関しては、ここ二、三年で1.5倍以上の上昇となっており、一方で平成17年度を基準とした消費者物価指数は青森市を参考にいたしますと、この10月の総合指数が100.3で、ここ一、二年の推移を見ても、物価全体として大きな変動が見られないものの、主に灯油やガソリンといった石油製品の価格が高騰していることが特徴となっております。

さて、石油製品高騰を理由としてのいわゆる社会的弱者に対する救済措置についてお尋ねですが、前述したように、現時点では物価全体としての大きな変動がないこと、また日常生活を維持するうえで重要となる物価の安定については、一義的には国において対応すべき事柄と考えられることから、現状では特段の対策は講じておりませんが、既に新聞等で報道されておりますとおり、国において、去る11日に原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への対策強化についての基本方針を定め、6項目にわたる施策を推進することとしております。しかし、現在国の対策の詳細が示されておりませんし、県及び県内他市の動向も国の詳細な対策を確認しながら対応を検討するようであります。このような状況にあって、市として現時点で単独で対応するには、市の財政状況を勘案いたしますと非常に困難な状況にありますことから、国が示す財政支援の詳細や県、他市の動向等も見きわめたいと今後の対策を検討したいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） ご丁寧な答弁ありがとうございました。それでは、再質問、要望に移らせていただきます。

まず最初の通告1のむつ市長期総合計画でございますけれども、いろいろ市長の決意は伺いましたが、往々にして計画というものは作文にすぎな

い、私の体験も含めていろいろそういうふうなものであると思います。それで、実際に10年間の計画をつくりました。それについて、実施と成果、こういうものを検証するシステムがないと計画の立てっ放しということになると思いますので、この庁内にそういうシステムがあるのかどうか。また、もしなければ、具体的に市長の指導力を発揮する、そういうシステムづくり、組織づくりが必要だと思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまの長期総合計画について、その実施と成果を検証するシステムづくりというお尋ねでございますけれども、現在行政評価システム、この導入に向けまして作業を進めておるところであります。そして、平成20年度から試行して平成21年度の本稼働を予定したいと、このように思っております。むつ市長計の実施計画に搭載されております事務事業に限定しないで、主立った事務事業全般を評価対象として平成20年度の試行、そして平成21年度の本稼働ということで行政評価システム、この導入に取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） ありがとうございます。
市長のご健闘を期待しております。

次は、むつ市過疎地域自立促進計画との整合性について再度お尋ねいたします。この自立促進の施策の意味するところは、つまるところ産業で地域を活性化して若者の地元への定着を図って、そして人口減少に歯どめをかけるということに尽きると思います。そういう観点からして、現在農業、林業、漁業に対する施策、それと企業誘致とか具体的なそういう試みはどのようなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 企業誘致というのは、非常に難しい状況であります。今弘前、津軽方面のほうではかなりの精密機械等々の工場が誘致されて、逆に企業側の雇用人数に対して地元の雇用人数がなかなか達していないという状況を伺っておりますけれども、当市におきましても、非常にそういう状況では、やはり津軽地域と違って道路状況等々の問題がありまして、なかなか思うに任せないところがあるうというのが現状であります。しかしながら、決してあきらめることなく企業誘致には努めてまいりたいと思いますし、また企業誘致という表現を仮に使いますならば、リサイクル燃料貯蔵株式会社も一つのまた企業誘致という形で、かなりの人数の方々がこのむつ市に居住し、経済的効果も果たしているのではないかなど。それに関連した企業等々も私は努力を重ねていきたいと、このように思います。しかしながら、一方ではやはり得意分野、これを伸ばしていく必要があると、こういうふうに思います。その意味からして、1次産業にかかわります農林、水産、畜産、こういう形の得意分野を伸ばしていきまして、私のモットーとするところでありまして「むつ市のうまいは日本一」ということでさまざまな場面を通じてPRをして、その1次産業を伸ばしていくことが地元の経済力のアップにつながっていくと。こういうふうな形で自立促進、これに向けていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） わかりました。合併した地域がそれぞれの町において安らぎと活力を共有できるまちづくり、これを目指して、市長自ら陣頭指揮でむつ市を再生させてもらいたいと思います。これで通告1の質問と要望を終わります。

次は、通告2の大湊地区の整備について再質問、

要望等を行います。大湊地区の特定地域振興重要港湾の整備状況の中で大湊地区のトータルした地域開発で防災拠点にアクセスする道路網の整備が不可欠であると思います。特に大湊新町の交差点付近は煩雑になっておりますので、重点的に整備の必要があると思いますけれども、そのことについて再度お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

先ほど市長答弁でも申し述べたように、港湾道路からアクセス道路につきましては、あくまでも中長期的な計画でございますけれども、県が示しているところを見ますと、市道西町線、これは苦生小学校から県道赤川下北停車場線のほうにつながる道路、あそこの付近に建設会社の社屋とか石材屋さんがございますが、あそこから港町のほうに延ばしまして、それからJR大湊線と並行して走り、田名部川には橋をかける構想もございます。そして、真砂町のほうに入りまして、臨港道路と接続する計画でございます。最終的には大湊新町までのルートがございます。このうち「斗南藩土上陸の地」付近から大湊新町までの720メートルにつきましては、国の新たな施策であります港振興交付金、この事業を導入することといたしまして、現在県が基幹事業として要望をしているところでございます。現在のところ採択の見通しは立っていない状況とのことでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） いろいろ問題があつてなかなか進まないのは十分わかるのですが、再度しつこくこの近辺、大湊新町の3差路付近についてもう一度お願いしたいのです。

交差点から木村鉄工所にかける道路は狭隘であることと、昔の飲食店街がそのまま放置されてい

る状況でありまして、極めて劣悪、危険な状態に置かれているのです。この箇所について、公的に何らかの対策が必要と考えますけれども、いかがでしょうか。再々度お願いいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 浅利議員が言われます昔の飲食店街は、現在大湊新町飲食店街敷地借り上げ料として東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社から763平米を借り受けいたしまして、そのうち市が直接借り受けしております道路部分の面積が353.3平米であります。残りの409.70平米が露店市場仮設敷地として転貸しているものでございますが、これまでの経緯として、昭和22年に大湊振興露店商組合が露店市場として国鉄より借用したのが始まりと伺っております。現在転貸人は12名ありまして、そのうち店舗としてまだ使っておりますものが4件、休業中で倉庫などに利用しているものが8件となっております。それぞれの建物には所有者がおりますし、所有権、借地権を有してございます。市としては、所期の目的を既に終えておりますし、JRへの用地返還や臨港防災道路としての整備促進も望まれることから、現在利用しております道路用地の取得も含めまして、将来的な利用方法の検討が必要であるものと考えてございます。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） わかりました。難しいのは重々わかっているのですけれども、何とかよろしくお願いいたします。

次は、いろいろありますけれども、時間の関係で、要望でさっと流させていただきます。

大湊地区の整備につきまして、市民生活に安全安心をもたらす坂道の融雪化を初め災害時の避難道路としての大湊バイパス、港湾道路は大湊地区のインフラ整備として最優先課題に位置しておりますので、早急な整備をお願いいたします。

次に、通告3のむつ市経済の活性化策の中で、先般の下北地域県民局発表の記事の中で、調査をした人が、地元では自衛隊は空気のような感覚で、存在の大きさが余り理解されていないというような所見が述べられておりましたけれども、そのことについて、市長、ちょっとご所見をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） その発言の内容は、私直接お聞きしたわけでございません。私といたしましては、空気ですので、大切なものでありますけれども、非常に経済効果が大きいということは前から伺っておりました。しかしながら、その経済効果の部分がどの程度なのかということをやはりしっかりとこれは市民の皆様方にもお示しをしていかなければいけないし、その効果をお知らせすることによって相乗効果がまた出てくるというふうな私は認識をしております。

例えばお祭りなんかに行きましても、いや、去年より人出が多いなとか、いや、ことしはちょっと人出が悪いなとか。ならば、その人出がはっきりと計数として理解把握されているのかというふうなことを私よく経済部に話をさせていただいております。その意味からして、隊員の方々は、人口割合では約4%、その納める市税等が約2割、20%と、そういう形で発表されるということでの効果は非常に大きいものであると私は認識をしております。さらにその意味からして、これだけの経済効果があるということは、さまざまな関連する企業、また業種等におきましても、ああ、なるほどこれだけの経済効果があるということは、やはり我々もしっかりとこれに対応していかなければいけないし、では弱いところはどこなのか、もっと弱いところの経済効果を増加するためにはどのような手法をとっていけばいいのかという一つのヒントにもなり得るものだというふうなことでご

ざいますので、この経済効果、数値として公表されたということは非常に大きな私は効果があるのではないかなと期待をしているところであります。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

防衛施設周辺環境整備法の関連ですけれども、これ電源三法交付金とはまた違った意味で自衛隊の基地を抱える自治体に対して、要するに迷惑料として認められている助成金なのです。ですから、先ほど市長からご答弁ありましたように、いろいろな助成をいただいているということなのですけれども、これからも大いに活用すべきと考えておりますので、要望しておきます。

次に、造修機能の強化と拡大につきましても、やっぱりいろんな地元としてもある程度積極的な働きかけがないと、例えば1万トンドックの修理とか、そういうことの改修とかにつきましても、なかなか国としては動きにくいということがあると思いますので、地元の応援、積極的な要望等をお願いしたいと思います。

次に、通告4の石油製品の高騰ですけれども、いろいろ国が今動きつつあるのですけれども、具体的なものがまだ定まっていないということですが、やっぱり灯油の高騰に対応できない低所得者とか高齢者に対して、人道上の観点から、市としても待ちではなくて、積極的に、要するに一步進んで、国よりも進んだ施策をするというぐらいの心構えでぜひ新生むつ市、宮下新市長ということで積極的な対応をお願いしたいと思います。

今回、いろいろ4項目に分けて質問させていただきましたけれども、市長を初め関係機関の皆様の特段のご答弁をいただきまして本当にありがとうございました。事情の許す限り、毎回質問したいと思いますので、何とぞおつき合いのほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

午後 零時 0 8 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第 2 条例制定請求代表者の意見、議案質疑

○議長（村中徹也） 次は、日程第 2 議案第103号むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっております。

それでは、請求代表者であります木下千代治氏に意見を述べていただきます。木下千代治請求代表者、お願いいたします。

（木下千代治条例制定請求代表者
登壇）

○条例制定請求代表者（木下千代治） むつ市条例制定請求代表の木下でございます。本定例会に追加提案をいただきましたむつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例制定請求の要旨について、意見を申し述べる機会を与えてくださいまして、まことにありがとうございます。許される時間の範囲の中で申し述べさせていただきます。

既に皆様方のお手元に議案第103号の参考資料として配布されておりますむつ市条例制定請求書の要旨のとおりでございますが、総括的に申し上げますれば、しゃにむになし遂げる移転ありきではなく、もっと民意の形成に汗を流してもらいたいという強い要求からであります。つまり市の本庁舎移転計画の概要によりますれば、既に移転に向けて強引に進行している現実の状況下において、市民の総意は、今なぜ市郊外地に移転なのかという疑問と不信が生じており、かつまた買い求めた旧アークスプラザ跡地は商業地、雇用の創出を図るべきとの地域活性化構想の意見が増大をしています。加えて合併協議の際に申し合わせた旧町村の役場施設の利活用を求めるなどの声も根強く出されているのであります。したがって、私たちは、これらの市民層の総意を直視し、地方自治の本旨を踏まえ、行政と議会は民意を無視して事を運ぶという態度ではなく、民主政治の原則に立って、本庁舎の位置変更については住民投票で決めるべきという決断を求めているのであります。

しかしながら、宮下市長が議案第103号のむつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例議案に対して付議した意見の内容によりますれば、概要は次のような記述となっております。

これまでの過程をしんしゃくをし、基本的に前市長の施策を推進する立場で市長選に立候補し、多数の市民のご支持を得て当選いたしましたので、庁舎移転に関しては基本的に賛同をいただいたという認識であり、住民投票を実施する必要はないと判断し、条例制定には賛成できないという意見内容であります。この宮下市長の認識と判断はまさにひとりよがりの御都合主義以外の何物でもないと言わざるを得ないのであります。

選挙管理委員会発行の市長選公報では、市役所

移転問題については一切触れていないにもかかわらず、選挙当選結果に結びつけて、庁舎移転に関しては基本にご賛同をいただいていることであるということは公私混同も甚だしく、主役は市民どころか、民意形成の否定に通ずるものであると言わざるを得ません。

しかも、このような宮下市長のひとりよがりのな議案付議の意見書は、厳粛な議会提出議案公文書としての的確性を欠いているものと指摘せざるを得ないのであります。

さて、住民投票という事の重大性にかんがみ、住民投票条例制定請求をめぐる背景について、歴史的な観点から、幾つか申し述べてみたいと思います。

昭和20年時代の歴史をひもといてみますれば、昭和28年9月1日、法律第258号で町村合併促進法が公布されて、全国的に新市制が35市誕生するなど、市制ムードがわき起こった歴史があります。県内にあっては、黒石市、五所川原市、現在の十和田市の前身である三本木市、そして三沢市が誕生しているのであります。

このような国や県内の動きの中であって大湊町と田名部町の合併計画は、昭和29年9月から動き始めましたが、幾多の紆余曲折を経て、ようやく対等合併にこぎつけ、昭和34年9月1日、大湊田名部市として県内第8番目の市制誕生をなし遂げたのであります。後に市名を平仮名の「むつ」に変更して現在に至っているところでありますが、そこでこの両町対等合併の歴史の中から、私たちは何を学ぶべきかということでもあります。

それは、極めて明らかなように、対等合併に当たっては、厳しく問われる新市名問題、新市役所位置問題、広く行きわたるまちづくりの問題などについてであります。限りない理解を深めたことであり、そして新しいまちづくりの構想として、第1に、田園工業都市の建設、第2に、10万人を

包含する都市計画の樹立、第3に、新市10カ年計画の樹立、第4に、融和と親愛の市政という4項目を重点として、新市を発展させるための不変の原則として掲げ、新市政への成就を貫徹したことであります。まさに民意形成の根強い根気力であると言わなければならないのであります。

特にむつ市役所の位置を定める条例の一部を改正するに当たっては、むつ市大字田名部字金谷47番地に改めるとして、そして今は亡き杉山勝雄初代市長は、次のように提案理由を説明しているのであります。

申し上げるまでもなく、新市発足以来、市名の問題とともに最も市民の関心の的でありましたのは、新庁舎建設の問題でありました。当市の場合におきましては、その大前提は庁舎の位置をどこに定めるかという点であったわけであります。今回提案いたしました庁舎の位置について申し上げるならば、将来田園工業都市として飛躍的に発展することが約束された当市にとりまして、地勢上、そして交通上及び環境上から見ましても、また都市計画の関連性等から検討してみましても、最もそれぞれの条件に適した新市にふさわしい場所であるという結論に基づくものであります。と明確な目的の説明がされているのであります。

このように、現在さん然と輝いているむつ市役所の位置は、良識ある先人の方々のとうとい意思が刻まれ、かつての新市政が展望する重要4項目の目的の不変の原則を貫徹する拠点基地であるという偉大なる歴史観を大事にする必要があると言わなければならないのであります。

さらに、時代が進むに従って、平成の大合併を迎えたむつ市、川内町、大畑町、そして脇野沢村は時代の流れを的確にとらえ、むつ市への編入合併を成就し、新市政の活躍拠点基地として先人たちが先見性を持って築いた現市役所の位置を決定し、そして力強くスタートしたところであります。

特に市役所の位置を決めるに当たっての合併協議会においては、地方自治法第4条の事務所の位置に関する法令を踏まえ、検討に当たっての留意事項として、厳しい財政状況への対応、行政改革の観点等考慮する必要がある、住民の便利性を最優先に考え、距離、交通面、国や県等の関係行政機関を含めた便利性について総合的に考える必要があるという提言を認識したうえで、町村側は百歩譲歩して、満場合意で現在の場所をよいと決定されたものであります。

宮下市長は、新市の事務所の位置にかかわる協定は、4庁舎のうち現むつ市役所を新市の本庁舎とすることを規定したものであり、未来永劫本庁舎を金谷地区に置くと限定したのではないので、中央地区に本庁舎を移転することは住民の利用に最も便利であるように、将来の交通事情や他の官公署との関係等総合的に検討し、決定したものであり、地方自治法第4条の事務所の位置に関する法令の趣旨を踏まえたものであると断言した見解を示しておりますが、これは移転ありきという条理を逸した論理のすりかえであると言わなければならないと思うのであります。

市町村合併して2年半有余を経た今日、私たちは市町村合併協定書が持つ権能をどのようにとらえるかということが最も重要であると思うのであります。宮下市長は、合併協定書は1市2町1村が合併するに当たり調整すべき施設等を確認事項としてまとめたものという認識を示しておりますが、私は1市2町1村が合併するに当たり、施策等を協議決定した確約書という認識を持つものであり、自治体機関として市民に対して公約した社会的契約説論に立つものであります。

宮下市長からすれば、このような論理は見解の相違であるとして一笑に付しておりますが、ことごとく合併協定書が歪曲されている感じが抱かれてならないのであります。

私は、率直に申し上げておきますが、杉山市政の独善的な継続に埋没して、果たして宮下市政はみんなとともに新しい扉を開くことができるのであろうかという疑問を持つのであります。平成の大合併にかかわりを持った一人として、新むつ市への未来を憂えるものであります。

むつ市政における民主的にして民意形成を図るためには、より一層の議会の皆さんのチェック能力の強化と市民における市政の検証が何よりも重要であると言わなければならないのであります。今からでも遅くないということを私は訴えたいのであります。

むつ市制48年目という年輪の深い現市役所位置の存立に思いを寄せて、移転ありきで推進するのではなく、移転賛否を問う住民投票の道を選択する制度の確立に勇気ある皆さんの御議決をお願い申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これでは請求代表者の意見を終わります。木下千代治氏には、大変ご苦労さまでございました。

ここで請求代表者の意見が終わりましたので、議案第103号に対する質疑通告及び議事整理のため2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） では、質疑をさせていただきます。

第1に、無効署名についてどのような内容のも

のを無効としたか、具体的かつ詳細に説明をお願いいたします。その中に、署名の偽造と思われるものはなかったか。

第2に、地方自治法第74条の4第2項に請求権者の署名偽造の罰則規定があるが、その署名偽造とはどのような場合が該当するか。偽造か否かを選挙管理委員会は調査することができるか。

3、署名収集者の委任届出書の受任の届け出続はどのようにして行われるか。

4、受任していない者を署名受任者として無断で届けた場合の効力、無断で署名受任者として届けたことについての罰則規定はあるか。

5、選挙管理委員会に受任者本人が署名活動をしなかったか否かを調査することができるか。受任者以外が署名活動した場合の署名の効力。

6、住民投票を実施した場合に、その費用はどのくらいかかるか。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員の6項目のご質疑ございましたけれども、選挙管理委員会から答弁を申し上げます。

○議長（村中徹也） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大芦清重） 新谷泰造議員のお尋ねにお答え申し上げます。

お尋ねの第1点目、どのような内容の署名を無効としたかとお尋ねでございますが、審査の結果、選挙人名簿に登録されていない者の署名12名、何人であるか確認しがたい署名5名、捺印がない署名1名、印影が不鮮明な署名3名、自署でない署名156名、重複した署名1名、これが無効となっております。署名総数は1,823名、無効署名数は178名、有効署名数1,645名となっております。

署名の偽造と思われるものはなかったかとお尋ねでございますが、選挙管理委員会の署名簿の審査におきましては、偽造か否かは判断しており

ませんので、そのようにお答えしたいと存じます。

ご質問の2点目、地方自治法第74条の4第2項に請求権者の署名偽造の罰則規定があるが、その署名偽造とはどのような場合が該当するか、偽造か否かを選挙管理委員会は調査することができるかとお尋ねでございますが、議員ご承知のとおり、地方自治法第74条の4は、署名に関する罰則規定でございます。条文を読ませていただきますが、「条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する」と規定されております。議員ご指摘の同条第2項は、「条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」との条文であり、署名の偽造等に関する刑罰を規定したものであります。議員のお尋ねは、偽造署名はどのような場合が該当するか、偽造か否かを選挙管理委員会は調査することができるかでございますが、仮に何らかの事情により署名関係人が地方自治法第74条の4第2項に抵触するおそれがあることを告発した場合、選挙管理委員会の調査ではなく、司法機関によりまず捜査が行われるものと思われれます。そして、その捜査により偽造か否かが判断されるものと考えます。

また、署名偽造とはどのような場合が該当するかとお尋ねでございますが、署名偽造は明らかな違法行為と思われるので、選挙管理委員会がお示すべきことではなく、司法関係にお問い合わせくださることが妥当であろうかと考えます。

ご質問の3点目、受任者の届け出続はどのようにして行われるかとお尋ねでございますが、地方自治法施行令第92条第2項で、条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、

署名を収集させることができるとされております。その委任をしたときは、同条第3項により「直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもって当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない」と規定されております。その届け出をしていただければよろしいかということでございます。

ご質問の4点目、受任していない者を署名受任者として無断で届け出た場合の効力、無断で署名受任者として届け出たことについての罰則規定はあるかとお尋ねでございますが、裏を返せば、委任状を交付し、委任していない個人を受任者として届け出たということであろうと考えますが、法は、委任したときは届け出なければならないと規定しております。委任していないのであれば、届け出の必要がないものでありますので、必要がないものに個人の名前が無断で使われたとすれば、やはり遺憾と言わざるを得ません。

また、その場合の効力はとのお尋ねでございますが、委任状の交付もなされていないということでありますので、何の効力も発生していないものと考えます。

このような行為についての罰則規定はあるかとお尋ねでございますが、選挙管理委員会は法令法規全般を所管している部署ではございませんので、他法において委任、受任に関する規定があるやもしれませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

議員におかれましては、法律に精通しておられる専門家にご質問いただくことが最良と存じます。

ご質問の5点目、選挙管理委員会に受任者本人が署名活動をしたか否かを調査することができるか、受任者以外が署名活動した場合の署名の効力についてのお尋ねでございますが、請求代表者より委任され、受任者となった者が署名収集活動を

行うか否かは受任者の意思に任されております。このことから、選挙管理委員会におきましては、受任者が署名収集活動をしたか否かは調査の必要がないものと考えます。

また、受任者以外が署名活動をし、署名した署名の効力についてでございますが、本署名は無効となります。署名活動ができますのは、請求代表者及び受任者に限られております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 6番目のお尋ねにお答えします。

住民投票を実施した場合のその費用はどれくらいかとお尋ねでございます。詳細な積算はしてございませんが、概算で申し上げたいと思います。

実施するとなりますと、冬期間の恐らく実施になりますので、2,000万円から3,000万円前後かかるのではないかと考えています。この経費は、実施した場合、一般財源の持ち出しとなります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、17番工藤孝夫議員。

（17番 工藤孝夫議員登壇）

○17番（工藤孝夫） 何点かについてお尋ねいたします。

まず第1点でありますけれども、提案理由の内容の中の前杉山市政の継承についてということについてまずお尋ねいたします。市長選挙において前市長の施策を推進する立場で立候補し、当選したので、本庁舎移転に関しても基本的に賛同を得たものとの認識であるという趣旨を述べられております。しかし、市長選挙での公約は、市民にとって選択肢の範囲が非常に広いものだというふうに私は思っております。したがって、市長を選ぶ選挙と、この庁舎問題の賛否を問う問題とイコー

ルと言えるのかどうか、この点での整合性も含めてお尋ねいたします。

2点目であります。直接投票制度についてお聞きいたします。同じく提案理由で議会出席議員の3分の2の同意を必要とし、議会で決するので、投票条例は必要としない趣旨を述べられております。つまりこのことは、直接請求制度はなじまないとする論点からのものであります。現在議会を含め、いわゆる間接民主主義制度が広く運用されているということは申すまでもありません。しかしながら、この直接請求制度の持つ意味は極めて重要だと考えております。それは、主権者である市民にとって民意が正当に反映されていない、あるいは民意から離れた方向に行政運営がなされるおそれがあると市民が判断した場合、その是正を求めるために地方自治法第74条第1項の規定でこの制度を保障しているものです。よって、地方自治においては、最も最優先されなければならない問題だと私は考えますが、その意味合いにおいて、この直接民主主義制度について市長のご見解をお示し願いたいと思います。

3点目であります。庁舎移転の再検討の意思についてお尋ねいたします。提案理由の中で費用の工面、財政再建などの部分で説明不足だったことを認めておられます。そのうえで市民の意見、要望を反映したいと述べております。そこでお尋ねいたします。市民の声を聞き、行政に反映するということは、市行政のトップにある者として当然であるとはいえ、このこと自体は評価できるものというふうに考えております。問題なのは、市民生活にかかわるすべての分野での向上、財政の好転、こういう点を見きわめたいうでも遅くないのではないかという、こうした市民の意見が今後さらに大きくなっていったとしても、それでもなお移転そのものは再検討しない、こういうことの意味でよろしいのかどうか、この3点をまずお聞き

いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質疑にお答えをいたします。

まず1点目の市長選挙の公約の部分と、そして住民投票、この兼ね合いの問題でございますけれども、私といたしましては、基本的に提案理由の中でも述べさせていただいておりますが、基本的に前市長の施策を推進する立場で市長選挙に立候補して、そして信任を得たものと、このように理解をしております。例えば中間貯蔵の問題、そして庁舎移転の問題、これは市の広報には掲載はたしかしていなかったように記憶しております、この2点。しかしながら、私はこの2点については、個人演説会、また街頭、そして報道でもご承知だと思いますけれども、その部分についてはしっかりと継続をし、完成をしていくというふうな強い立場で訴えをさせていただいたところでありますので、ご理解をさせていただきたいと思います。

さらに、直接制度、この問題につきまして、住民投票の考え方でございますけれども、私は住民投票の部分、これは民意を問う一方法といたしましては、決して住民投票を否定するものではありません。しかしながら、これまでの議会の経緯だとか、私の市長選挙、さらに議員各位の選挙、これらの経過、経緯を考えますと、今後は新庁舎のあり方について、その意を配っていくことが私は第一義であろうと思っておりますし、決して住民投票を真っ向から否定するものではありませんけれども、この住民投票を行うということは、市民の代表である議会、議員各位のこの立場と非常に矛盾する部分も私は多く含んでいるのではないかなと、こういうふうな私は観点に立っているところであります。

庁舎移転について再検討しないのかと。再検討はいたしません。しかしながら、市民の皆様方の

声をより多く庁舎に反映させるべく、今設計が進んでおりますけれども、今後よりわかりやすい説明会を開催して、皆様方のご意見を集約した立派な建物にしていきたいと。アンケートの結果、これらも踏まえまして、さまざまなご意見が私のところに届いているわけでございますので、この部分においては、その声を大きく、重く受けとめ、市民の皆様方が満足できるような庁舎に向けて検討を重ねていって、立派な完成を見たいと、このような思いでございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） まず、再検討はしないというご答弁でございました。そのうえで立派な建物を市民からいろんな意見を聞いて今後考えていくのだと、かいつまんで言えば、こういう答弁だったと思います。しかし、市長、今問われているのは、どういう建物をつくったらいいのかということではなくて、この庁舎の移転そのもの、このことが主題となって問われている。このことは、事実の問題であります。ですから、まずこの再検討をしないということになれば、移転先にありきだという市民からの批判は免れない。これは、ずばり言うておきたいと思えます。

私は、さきの合併をめぐる問題でも、いろいろ思い出しております。やっぱりバラ色の行政があるというふうにさんざん言われましたけれども、ご承知のように、現在どうなっているかといえば、賛成の先頭に立った人たちでも、失敗した、よくなかったということで悔やんでいるというのが実態としてあるわけですから、禍根を残さないためにも、住民投票によって、この問題を見るということが一番すっきりするのではないかと、私はこう思いますけれども、この点について再度ご見解を求めます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 庁舎移転そのもの、移転あ

りきということで進めているのではないかというふうな趣旨にお聞きいたしました。これは、やはりこれまでの経緯経過を私は尊重していきたいと、このように思うところであります。もう既に設計の段階で、これは御議決を賜りまして、設計の段階に入っております。その設計の中に、いかに市民の声を多く取り入れていくのかと。アンケートの結果を見ますと、例えば道の駅的なもの、そういうふうなものも多うございます。さらに、子供たちが遊べるような場所、これが非常に多く見られました。そういう部分をこれからその設計の中に組み入れていって、そして市民の集える場所、そういう場所にしていきたい。しかしながら、その前提となるものは、これまで前市長もるるご説明いたしましたし、私も説明をさせていただきましたけれども、果たして現庁舎でいいのかという部分、ああいう狭い場所、窓口が分散している、駐車場も狭い、そして耐震性の問題もあると。そういうもろもろのことを考えれば、やはり庁舎移転というふうなことで御議決を賜った部分もありますので、私はそれに従って、そして皆様方のご意見を聞きながら推進をしていきたいと、こういうふうに思います。

また、合併の問題についてお話ございました。議長からおしかりを受けるかもわかりませんが、合併して悪かったというふうな声、あるのも事実でございます。そのために私は、広報広聴機能をより高めていって、この対応方をこれからしていかなければいけない、こういうふうな思いで今進んでいるところであります。つまり広報広聴機能を高めるといことは、庁舎のあり方についても広報広聴機能を高めていくのだと、その決意でございます。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、2番澤藤一雄議員。

(2 番 澤藤一雄議員登壇)

○2番(澤藤一雄) 先ほどの請求代表者の発言の中に、民意に反して市長と議会が庁舎移転を決めるのは承服できない旨の陳述がありましたが、私は旧大畑町の合併前に住民投票条例の制定の請求があった際、完全にその民意を無視して丸投げ合併をしたご本人が陳述をされたことに対しては、笑止千万と思います。

さて、本題に入りますが、この事業の出始めから前市長といろいろ議論をさせていただきまして、いろんな問題がありました。財政の問題、あるいは庁舎が狭隘である旨の問題、そして位置の問題、耐震性の問題。そして一度否決して再提案をして、その後可決して購入というふうな今までの経緯をたどったわけですが、何といっても最大の理由が耐震性、震度5で倒壊するおそれがあるということが盛んに強調されておりました、この件について私ちょっとお尋ねしたいのですが、私はこの問題が持ち上がる前に、中心市街地の再生の問題で前市長と議論させていただきました。もう古い庁舎ですから、旧田名部駅前が随分商店街が疲弊している。私は、あの地域に、旧駅前地域に古くなった庁舎を移転すれば、あそこは間違いなく活性化しますよ市長、という質疑をさせてもらった経緯があります。そのときに、耐震性が震度5で倒壊するおそれがあるという答弁はなかったのです。いつ、震度5で倒壊するという話になったのでしょうか。とてもその当時緊急性があるというような答弁はなかったはずですが、本当に緊急性があったとすれば、これは杉山前市長とも議論しましたが、当然長期計画の中に市役所の移転、用地の選定、積立金、そうしたもろもろの準備があってしかるべきなのです。そして、途中でいい物件が出てきたから、計画の途中だけでもやりましょうというのだったらわかるのです。先ほどの議論の中にも、移転ありきなのかと

いう議論がございましたけれども、どうもそのにおいがしてならないとずっと感じておりました、市民の皆さんも、これは感じております。ですから、杉山市政を継承した宮下市長がこの件についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 耐震性の問題は、私が記憶しているところでも、当時議長のときにお話を聞いた記憶もございます。たしか昭和57年という今ペーパーが来ましたが、そういうことで、そのやりとりの中でお話を伺っているというふうには私は今記憶を呼び戻しつつ、この場所ではない立場でお話を伺ったように記憶をしているところであります。

さらに、杉山市政の継承ということでございますけれども、やはりその部分では先ほどもちょっと工藤孝夫議員への答弁の中でもお話をさせていただきました。公報の中にはその部分は触れておりませんが、もっとも私はキャッチコピーとして7つの大きな政策を述べさせていただいて、そしてやはり公約、またそのビジョンというものは、大きな夢を与えることもまた公約ビジョンの示し方であると私は認識しております。しかしながら、それだけではやはり足りない。その部分においては、街頭演説もくまなくやったつもりでございますし、個人演説会、さらに報道等を通じて私は中間貯蔵と庁舎移転については継続をし、しっかりと完成をさせていくという立場でご信任を得たものだ、このように理解を今しております。

答弁になったのかどうか、ちょっとあれなのですけれども、そういうふうなことでございます。ご理解いただければと思います。

○議長(村中徹也) 2番。

○2番(澤藤一雄) ですから、私が申し上げるのは、むつ市として本当に庁舎が危ないのだと、そ

してそこに入っている職員の生命が、あるいは市役所に来たお客さんの方の、市民の方々の生命が危ないのだということを強調されるのであれば、どうしてその長期計画がなかったのか、非常に不思議です。今一番大きな庁舎移転の理由が、この危険だ、危険だということなのです。これは、やっぱり市民の皆さんも聞いておられるわけですから、もう少し市民の皆さんが納得するようなご答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 澤藤議員ご承知のとおり、この庁舎移転のきっかけは、平成18年2月の新聞報道、市長にぶら下がりの記者の報道がきっかけになっております。その後市といたしましては、前市長が具体的に庁議の場において、この物件は民間の活用ということが望めないような状態なので、庁舎として使用したいということを庁議に諮っております。その段階で庁議の場においても、庁舎の危険性、それから老朽化に伴っての手狭性、駐車場の問題、そういったことを踏まえまして庁議決定をし、政策として移転を促進するというをまず内部で決めております。それをもって平成18年7月の全員協議会に初めてその移転について議員の皆さんのご意見を聴いた経緯がございます。その段階で、杉山前市長からは、まず第一義に移転を目指す理由というのは、現庁舎の耐震強度の低下だと、それから合併で職員数がふえてきたことによるスペースの狭隘化もあると。分散で市民サービスの低下を来していると、こういうことを申し上げております。

内部の政策をそのまま申し上げたつもりでございますので、今澤藤議員おっしゃった、どの時点でということでは、まず庁議、そして全員協議会の場で述べたことがそのままずっと議会に対する説明として基本的な前市長のスタンスだったと記憶いたしております。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、11番菊池広志議員。

（11番 菊池広志議員登壇）

○11番（菊池広志） 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例につきまして、若干お尋ねさせていただきたいと思えます。

先ほど前段に立ちました皆さんから質疑があったわけでございますので、私この住民投票にかかわる経費ということに関しましては、2,000万円から3,000万円と、また実施は冬になるらしいということで、現庁舎の耐震強度はどの程度かというようなことは十分わかったわけでございますが、ただ一つ、この震度5以上、また震度5クラスというようなことも発言があったわけでございます。これは、専門家の方がきちっと出したものではないかなと考えておるわけですが、その方はどういう立場にある専門の方かということをもまず1点目お聞かせいただきたいというように思えます。

また、以前庁舎移転にかかわる委員会がございまして、委員会から発表がありました平面図案については、私も拝見したわけでございますが、やはりその後の全体図、また青写真等があるのであれば、拝見させていただけるのであれば拝見させていただきたいというように考えております。

また、住民の方々に、このたびの住民投票請求に当たり、やはり正確に現在の財政状況、また多方面にわたった説明をしなければならぬと思うのでありますが、私ども議員並みの情報を果たして市民の方々に伝えられるのかどうかということもお聞きしたいなというように思えます。

また、若干これは外れるかもしれませんが、財政安定を図る電源立地地域対策交付金についてお聞きをいたしたいと思えます。聞くところにより

ますと、以前計画されてあった交付金が予定よりも少なく交付されていると聞きましたが、私は財政とこの庁舎移転は表裏一体のものと考えますが、市長はこのことについてはどのようなお考えを持っているのかお聞かせいただきたいというように思います。

次に、先ほどの議員からも出ましたが、間接民主主義、いわゆる議会における賛否であれば、3分の2の賛成を得られなければ移転は不可能となるわけですが、住民投票の場合の賛否はどのような形となるのかということをお聞かせいただきたいというように思います。

例えば、議員であれば3分の2の賛成があれば可能であると、また3分の2なければ不可能だと。ただし、住民投票の場合は2分の1以上なものが、その点についてお聞かせいただきたいと思いません。

最後に、庁舎移転については、やはりさまざまな角度から視点を置きながら、あらゆる資料を見聞き、疑問があれば問いただし、そして十分な理解をもって移転の是非を決定しなければならないものと考えております。市長において、この住民投票の実行の中で、市民が果たして十分な理解の中で行われるものかどうか、このことについて市長はどのようなお考えを持っているか。この点は、先ほどと重複するやもしれませんが、以上お聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 菊池広志議員にお答えいたします。

担当から説明させるところもありますので、私からまず答弁を申し上げまして、答弁漏れ等々がありましたら、また担当からあわせて答弁をさせます。

平面図、青写真があるのかどうかということで

ございますけれども、現在庁内のさまざまな部において、その協議を積み重ね、庁内の会議の中で今平面図をよりよいものに仕上げつつあります。そして、それが設計のほうの段階でできましたら、来年の2月にでもまた再度住民説明会を開き、よりわかりやすいビジュアルな形で、例えば市民の方が庁舎に来たらこういう形で流れていきますよというふうなバーチャル空間と申しますが、そういう形の中でお示しができるものだと、こういうふうにご担当のほうには指示を出しております。

さらに、財政状況の説明というお尋ねでございましたけれども、本定例会で平成18年度の決算をご認定いただいた後に、やはりこの住民説明会とともに実施できるのかどうか、ちょっとまだそこは確定できないのですけれども、出前講座的な形で財政状況のお知らせの場面、これはよりわかりやすい形で説明会を開催していきたいというふうにご考えております。

次に、庁舎移転は財政運営と表裏一体であるというふうなことでのご発言でございましたけれども、赤字解消計画の中にもこの庁舎移転の件は掲載されておりまして、十分その部分においては赤字解消計画が特別のことがない限り平成23年度には赤字解消が達成できるという形でございますので、その部分において、赤字解消計画をしっかりと見据えた中でこの庁舎移転という形、できるだけ小さな、最少の経費でよりよいサービスができるような庁舎移転ということをご考えているところであります。

仮にこの条例案が可決されて成立された場合というふうな想定のお話でございます。なるべくそうしていただきたくないというのが本職の立場で意見を付したわけでありましてけれども、この住民投票の条例案、本件のものからちょっと離れますけれども、例えば本当に100対101というふうな形で、この住民投票の結果が出たと。どちらかが1

人多かったという場面、非常にそういうときはやはり行政としては、なるほど人数的には101の部分をとらなければいけないと思うのですが、では100の方、これだけの重みのある方の反対の票、賛成の票、どちらになるかわかりませんが、その方々に対する対応の仕方というのはいかにするべきかということが非常に大きな悩みになると思います。

かつて橋の論理というのがございまして、こちら岸から向こう岸に橋をかけるというときに、100人の方に聞いたと。90人がこの橋をかけることに賛成し、10人は反対であるという形で、その10人の方々の反対の声を尊重して橋をつくらぬという行政手法をとった知事がございました。しかしながら、それはやはり私は違う立場で今の立場を進めていきたいと。つまりその部分は、90人の方々のその橋をつくりなさいということ、そのために私は橋をつくりたい。しかしながら、10人の方々の反対ということをしてできるだけ声を吸い上げて、その部分においてどのような橋が必要なのかという形の政治的スタンスをとっていきたい。その意味からしての住民説明会でもありますし、アンケート調査であるというふうにご理解をさせていただきたい、このように思います。

答弁漏れ、またその余につきましては、担当のほうからお答えさせます。

○議長（村中徹也） 建設部理事。

○建設部理事（石田三男） 市長答弁に補足説明させていただきます。

耐震強度を調査された相手方のお尋ねでございますが、これまでの調査と補強工事の経緯もご説明させていただきたいと思っております。

昭和53年に旧建設省建築研究所において耐力度調査を実施いたしております。この時点では、1、2階とも壁が少ない、補強が必要であるという報告書になってございます。これを受けまして、昭

和55年、構造を専門とする株式会社泉創建エンジニアリング、こちらの会社の方が昭和53年に、先ほど申しました旧建設省の指導を受けまして、補強工事の構造計算を実施いたしております。これをもとに昭和56年には、それぞれの柱の補強、壁の補強も実施してございます。平成7年でございますが、先ほど申し上げました泉創建エンジニアリングが旧建設省から指導を受けておった経緯もございまして、その業者と平成7年に調査を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（菊池広志） ただいま説明いただいたので、十分わかったわけでございますけれども、ただ一つ、私が最後に申し上げました、私どもはこうして議会の中にいるわけでございます。でありますので、予算審議も、また決算審査も21日で終わるわけでございます。ただ、その部分の中にまで我々が入り込んでこうしてやってきているわけありますので、今の状況というのは大方把握できているわけでございます。その中でこうすべきだ、ああすべきだというような判断をこれまで間接民主主義の中でしてきた覚えがあります。であれば、今度住民投票するに当たって、その部分まで、私は先ほど表裏一体と申し上げましたが、やはり住民の方々、市民の方々は、この庁舎移転に関しては財政が一番不安であると。北海道の夕張市のようになりたくないのだと、ほかのサービスをもっともって受けたいし、今のむつ市に住みたいのだという思いの中からやっているのであります。でありますので、私どもも一生懸命頑張った中でいろいろな結論、また決定をしてくるわけでございますけれども、この住民投票に関しましては、ただこのような状況だよということであって、こうだよということはまだ見えていないわけあります。そのような説明をする機会を市長は設けてい

くと思うのですが、我々の知識、また我々の取りかかってきた状況並みの説明が今の理事者側の中でできるのかどうか、その点もちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 住民投票条例の説明ではなくて、財政の状況の説明ということであろうかと思うのですけれども、それでよろしければ、誤解がありましたら、もう一回3回目あるかと思えますので、お尋ねをいただきたいと思えます。私は広報広聴機能を高めなければいけないと、市民と市民の声をよく聞くのだという姿勢でございますので、それは徹底するのだと。そして、わかりやすい説明をしようという形で今全庁挙げて指示を出しているところでありますし、さらに大畑、脇野沢、川内、この庁舎におきましても、その部分にはよく対応するよというところで、新年度にはおでかけ市長室だとか、それから出前講座だとか、そういうふうな部分で、さまざまな分野において、各団体からご要望があれば、例えば教育問題について、我々は聞きたいのだからどうだろうかという、教育委員会のほうと協議をして、説明をしてもらおう立場になりますし、さらに財政状況についてはどうなのと。例えば青年会議所だとか、ライオンズクラブだとか、さまざまな団体、町内会しかりでございます。そういう方々のところに、私たちが出向いてご説明をするという形をとっていきいし、また決算の状況につきましても、ご認定をいただいた後にはその形をよく広報紙、その広報も市政だよりもよりわかりやすくお知らせをしていくという立場をとっていきいし、このように思うところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 3点についてお尋ねさせていただきます。私は、住民投票はやるべきだという立場で質疑をさせていただきます。

まず第1点目であります、先ほどの工藤孝夫議員と同じ内容のお尋ねでもありますが、市長は市長選挙に出た際に、公報でこの庁舎移転については一切触れていないということで、そして選挙に勝ったからといって、個々の施策を市民は、すべて委任したというふうに市長は考えているのでしょうかというのを聞きたいと思えます。

それにちょっと関連して言いたいのでありますが、一応工藤孝夫議員には、公報には載せないけれども、それ以外のマイクで、ハンドマイクとかいろいろな新聞等とかに語ったから、それはもう選挙に勝ったから承認されたというふうな言い方もされましたが、逆に選挙公報に載せて選挙に勝ったからといって、市民は全部その個々の施策について委任したと言えるのかどうか、そのところを確認させていただきたいと思えます。

というのは、私が今注目している国でベネズエラというところがあるのですが、ここのベネズエラでは、今21世紀の社会主義を展望して革命を進化させるため憲法改正案を提案して国民投票をやったのです。このチャベス大統領というのは、社会主義を目指しますよというのを公約にして大統領に当選しているのです。だけれども、個々の施策については国民投票をかけて、だけれども僅差で否決されたと、こういう例もあるのです。公約に掲げて大統領に当選しながら、その個々の施策で憲法を改正しようとしたら、僅差で否決されてしまったというふうなこともあるのです、市長。だから、例えばこの公報に市長が庁舎移転を進めますと書いて選挙で当選したからといって、市民がそれですべて市長に委任したというふうに考えていいものなのでしょうか、そこをちょっと最初に確

認させていただきます。

そして、2点目ですが、市長はこの公報に、これは書いています、「まちづくりの主役は市民」だと。第1番目に。やはりこういう立場に立つのだったら、やはり市民から住民投票をやって決めてほしいと。もう市民の中でもいろいろもめているのです、やっぱり庁舎移転どうなのだと。私は反対だ、いや私は賛成だと。だから、そういう決めるのは、まちづくりの主役は市民というのであれば、やっぱり住民投票できっぱりと結論を出すべきだというふうに思います。これこそ公約をしているわけですから。主役は市民だというのであれば、市民に意見を聞くだけではなくて、やっぱり判断を市民にしてもらおう。こういう立場がまちづくりの主役は市民という立場でないでしょうか。それを2点目として、お聞きしたいと思います。

3点目ですが、これは木下請求代表者も言っておりますが、合併時に本庁舎は今のところだと、現在地というふうにして、いろんな議論の中で決められた。やっぱりそういう経過というのは、やはり大変意味のあるものだと私は思っております。これまで市長は、今の庁舎については、今までの経緯を尊重するという言い方をされておりますが、やっぱりこの合併の協議で決定されたことも今までの経過に入ると思うのです。やっぱりこういう経過、これまでの経過を尊重するのであれば、合併で現在地と決定されたという経過もやはり尊重するべきではないかと思いますが、以上、3点よろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 庁舎移転を市長選挙で委任を受けたのかというお尋ねかと思えます。私は、新たな未来へ挑戦しましょうということで7つの公約、これを述べました。しかし、7つが7つすべての方々からご支持をいただいて当選したもの

だと思いたいのですけれども、そうでない方もあろうかと思えます。ですから、この7つの中でどの部分に賛同を得たのかということは私は知り得ませんけれども、当選をしたからには、この7つの公約をしっかりと果たしていくのが私の立場であると。そして、では庁舎移転と中間貯蔵のことは何も書いていないというご指摘がございましたけれども、この部分については公報には掲載はしておりません。しかしながら、私は報道の中でもしっかりと庁舎移転、当時7月の15日の選挙前1週間、それからさかのぼることそれから2週間程度、その間、庁舎移転が大きな争点であるということは横垣議員も報道等を通じてご理解をいただいた方ではないかなと。その中で私はこのような市長職という大役を仰せつかったという理解をしておりますので、中間貯蔵はもとより、庁舎移転についてもしっかりと取り組んでいくということを当選後の記者会見の中でも話をさせていただきました。また、初登庁後の市長記者会見、この中でも私は言明をしたところであります。

ベネズエラのことは、私はよくわかりません。

それから、「まちづくりの主役は市民」であるという、これもまた市長選挙の公約、大きな私の柱でございます。しかしながら、まちづくりの主役は市民でありますけれども、市民の皆さん方の代表がこの議会を構成している議員各位でございます。その議員各位に庁舎移転については3分の2という、特別多数決という非常に大きな重みの中でこれからご判断を私が仰いでいくのだと。そのためには、より説明を重ねていき、また市民の方々にもより説明を深くしていくという立場でございます。その中で、やはりこのような形で議員各位に議会の中でさまざまな情報をお知らせし、財政状況もお知らせし、そして庁舎のあり方もお知らせをしていく中で判断をしていただくという立場をとっていきたく、このように思うところ

であります。

3つ目、合併の際の庁舎の位置、これについては、4市町村の中でどこを庁舎の位置とするのかという、その判断が求められ、決められたというふうに私は解釈をしております。そして、現むつ市庁舎が適地であるということで決定をした。その後合併をしてから、先ほど副市長のほうからご説明いたしましたけれども、さまざまな経緯の中で、あの旧アークスプラザの土地、建物、この部分が庁舎用地、建物として御議決を賜ってこの経緯になったということは、横垣議員は既に市民各位よりも多くの情報を得て判断ができるものと、このように私は解釈をしております。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） これから議員が3分の2の議決で庁舎については議論するというをおっしゃいましたが、こういう立場こそ議会が主役という立場ではないのですか。市長が言うこの「まちづくりの主役は市民」という、この市民がやっぱりこの決定に当たって出てこないのです、市長。これはやっぱり公約違反ではないのですか。市民の方からでも、今住民投票をやって、市民で決めてほしいと、そういうふうに言っているのに、議会で3分の2の議決を経て決めるから、それでいいのだという、これは議会主役でないですか。そこをちょっとしっかり説明してもらいたいし、またホームページとか庁舎移転計画を見ると、来年3月で予算を議決してもらって、あと6月にそれぞれ庁舎の位置のための議会の3分の2の議決を得たいというふうなスケジュールになっていますけれども、これはこの調子でこのとおり決めていくものですか。先ほど来年2月に若干説明するとかと言いましたけれども、その部分だけで市民がこの庁舎にかかわって出てくる場面は、この2月で終わりなのではないでしょうか。そこで説明を受けて3月で予算決定してもらって、もう6月で位置変更の

議案を出すという、こういう形で決めるのであれば、私はやっぱり市民が主役、主役は市民、こういう形にはならない、やはり公約違反としか言いようがないのでありますが、ちょっとそこをもう少しわかるように説明してもらいたいです。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まちづくりの主役は議会であるというふうな、ご判断をなさったように聞き取りましたけれども、私は決してそうは思いません。まちづくりの主役は市民であると。その市民の代表の方々が議会議員であると。そして、この議会の中で最高決定をしていただくという立場でありますので、それでご理解ができるのではないかなと、こういうふうに思います。

さらに、むつ市本庁舎移転基本計画の中には、今後の予定の中でホームページ等々のお話がありまして、3月、6月というふうな、今アウトラインが横垣議員のほうからお尋ねがありましたけれども、決して私はその部分にこだわってはいませんということ、これまでの就任以来のご説明の中で徹底してきたつもりでございます。やはりさまざまな声を聞いていくのだという姿勢は崩しません。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 今の市長の答えは、やはり議会が主役としか言いようがありません。市民の代表が決めるのだから、それで市民が主役という、そういう形の市政運営になると考えるのであるなら、やっぱり今のこの住民投票という制度、直接請求制度というのは要らないということになります、そういう判断であれば。先ほど私の前の議員にも直接民主主義、それは否定はしませんと言っているながら、こういうふうに住民投票やってほしいという声については、住民の、市民の代表である議会が決めるから、それで市民が主役というの

は、それで達成されるのだと。こういう答弁では、先ほどの言い方と矛盾しますよ、市長。

それと、3回目で、これで最後なのでありますけれども、本当に「まちづくりの主役は市民」というのであれば、市長にちょっと勉強してもらいたいの、今岩国市で基地増強どうかという、こども住民投票最近やったところでありましてけれども、この井原市長は大変いい対応をしています。それこそこの市長が対応するようなことをやること自体がやっぱり市民が主役という立場ではないかなというふうに思っております。この井原市長さんは、今岩国市民は住民投票を契機に既存の政治に任せられない、みずからのまちの未来はみずから選択するという強い意思を示したと。私たちは、豊かで安心して本当に平和に暮らせる平穏な生活を望んでいる、そのためには一人一人が自由に生き方を決め、まちの未来を選択できる真の民主主義の仕組みが必要ですと。こういうふうなことを、この市長さん、共産党員でないかなと思うぐらい、かなり意思の強い、そういう方ではありますが、やっぱりこういう立場こそが市民が主役というふうな立場の市長だと思います。いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 岩国市の井原市長さんのお考えは、井原市長さんのお考えであります。しかし、私はやはり市民の代表である議会、そしてそれを構成する議員さん方のお話を、ご質疑を受け、ご意見を伺い、ご提案をいただき、そしてそれが反映されていって、しっかりとした行政ができていくのだと。車の両輪であるという考え方で私は望んでいきたいと。そして、今ほどお話の中に、既存の政治に対する不信というふうなお話がございましたけれども、それはまさしくみずから議員である立場を否定するのではないのかなと、こういう感想を抱いたこともあわせてお話をさせてい

ただきたいし、住民投票を私は決して否定をしているものでないと。しかしながら、その代表機関であるその議会が、そのみずからの職責を全うできなかったから岩国市のそういうふうな住民投票になったのではないかなという見方も私はあるのではないかなと、そういう思いも今いたしているところでありまして。その意味からして、市民の代表であります市議会、そして審議会のその審議の経過を経て設計を今委託し、そしてその形で今進んでいるわけでございますので、住民投票、すべての住民投票を私は否定するものでありませんけれども、この庁舎移転にかかわる住民投票は、本職としては賛成できないという、あの意見に集約されている提案理由のことでございますので、ご理解をいただけるものだと、このように思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

なお、議案第103号に対する討論及び採決は12月21日に行いますので、ご了承願います。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月19日、20日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、明12月19日、20日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月21日は付託議案審議、報告第26号に対する質疑、議案第103号に対する討論、採決、議員提出議案上程、提案理由説明、議案審議、各常任委員会の所管事務継続審査についてを行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時25分 散会

